

神石高原町国民保護計画

平成19年2月

神石高原町

注釈：本計画書にある神石高原町組織図並びに名称については、平成19年2月13日現在のものであり、平成19年4月1日以降に組織・名称の変更があります。

目 次

第1編 総 論	1
第1章 町の責務，計画の位置づけ，構成等	1
1 町の責務，計画の位置づけ等	1
2 町国民保護計画の構成	1
3 町国民保護計画の見直し，変更手続	2
4 町国民保護計画の推進	2
5 県国民保護計画との整合	2
第2章 国民保護措置に関する基本方針	3
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等	5
1 町の事務又は業務の大綱	6
2 関係機関の事務又は業務の大綱	6
3 関係機関の連絡先	9
第4章 町の地理的，社会的特徴	11
第5章 町国民保護計画が対象とする事態	14
1 武力攻撃事態	14
2 緊急処理事態	15
第2編 平素からの備えや予防	17
第1章 組織・体制の整備等	17
第1 町における組織・体制の整備	17
1 町の各課室における平素の業務	17
2 町職員の参集基準等	19
3 消防機関の体制	21
4 国民の権利利益の救済に係る手続等	21
第2 関係機関との連携体制の整備	22
1 基本的考え方	22
2 県との連携	22
3 近接市町等との連携	23
4 指定公共機関等との連携	23
5 ボランティア団体等に対する支援	24
第3 通信の確保	24
第4 情報収集・提供等の体制整備	25
1 基本的考え方	25
2 警報等の伝達に必要な準備	26
3 安否情報の収集，整理及び提供に必要な準備	27
4 被災情報の収集・報告に必要な準備	28
第5 研修及び訓練	29
1 研修	29
2 訓練	30

第2章	避難及び救援に関する平素からの備え	31
1	避難に関する基本的事項	31
2	救援に関する基本的事項	32
3	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	32
4	避難施設の指定への協力	32
第3章	生活関連等施設の把握等	34
第4章	物資・資材の備蓄，整備及び点検	35
1	国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄等	35
2	町が管理する施設及び設備の整備及び点検等	36
第5章	国民保護に関する啓発	37
1	国民保護措置に関する啓発	37
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	37
第3編	武力攻撃事態等への対処	39
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	39
1	事態認定前における国民保護対策連絡室の設置及び初動措置	39
2	対策本部への移行に要する調整	42
3	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合等の対応	43
第2章	町対策本部の設置等	44
1	町対策本部の設置	44
2	通信の確保	54
第3章	関係機関相互の連携	55
1	国・県の対策本部との連携	55
2	知事，指定行政機関の長，指定地方行政機関の長等への措置要請等	55
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	55
4	他の市町長等に対する応援の要求，事務の委託	56
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	57
6	町の行う応援等	57
7	ボランティア団体等に対する支援等	57
8	住民への協力要請	58
第4章	警報及び避難の指示等	59
第1	警報の伝達等	59
1	警報の内容の伝達等	59
2	警報の内容の伝達方法	60
3	緊急通報の伝達及び通知	61
第2	避難住民の誘導等	61
1	避難の指示の通知・伝達	61
2	避難実施要領の策定・伝達	62
3	避難住民の誘導	66

第5章	避難住民等の救援	71
1	救援の実施	71
2	関係機関との連携	71
3	救援の内容	72
第6章	安否情報の収集・提供	75
1	安否情報の収集	75
2	県に対する報告	76
3	安否情報の照会に対する回答	80
4	日本赤十字社に対する協力	80
第7章	武力攻撃災害への対処	83
第1	武力攻撃災害への対処	83
1	基本的考え方	83
2	武力攻撃災害の兆候の通報	83
第2	生活関連等施設における災害への対処等	84
1	生活関連等施設の安全確保	84
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	84
第3	武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等	85
1	武力攻撃原子力災害への対処	85
2	NBC攻撃による災害への対処	85
第4	応急措置等	88
1	退避の指示	88
2	町長の事前措置	89
3	警戒区域の設定	89
4	応急公用負担等	90
5	消防に関する措置等	91
第8章	被災情報の収集及び報告	93
第9章	保健衛生の確保その他の措置	94
1	保健衛生の確保	94
2	廃棄物の処理	95
3	文化財の保護	95
第10章	国民生活の安定に関する措置	97
1	生活関連物資等の価格安定	97
2	避難住民等の生活安定等	97
3	生活基盤等の確保	97
第11章	特殊標章等の交付及び管理	98
第4編	復旧等	101
第1章	応急の復旧	101
1	基本的考え方	101
2	公共的施設の応急の復旧	101

第2章	武力攻撃災害の復旧	102
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	103
1	国民保護措置に要した費用の支弁，国への負担金の請求	103
2	損失補償及び損害補償	103
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	103
第5編	緊急対処事態への対処	105
1	緊急対処事態	105
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	105

第1編 総論

第1章 町の責務，計画の位置づけ，構成等

神石高原町（町長及びその他の執行機関をいう。以下「町」という。）は，住民の生命，身体及び財産を保護する責務にかんがみ，国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため，以下のとおり，町の責務を明らかにするとともに，町の国民の保護に関する計画の趣旨，構成等について定める。

1 町の責務，計画の位置づけ等

(1) 町の責務

町は，武力攻撃事態等において，武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令，国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び広島県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ，町の国民の保護に関する計画（以下「町国民保護計画」という。）に基づき，国民の協力を得つつ，他の機関と連携協力し，自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し，町内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 町国民保護計画の位置づけ

町は，その責務にかんがみ，国民保護法第35条の規定に基づき，町国民保護計画を作成する。

(3) 町国民保護計画に定める事項

町国民保護計画においては，町内に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項，町が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

2 町国民保護計画の構成

町国民保護計画は，以下の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの備えや予防

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 復旧等

第5編 緊急対処事態への対処

資料編 附属資料，避難実施要領パターン等

3 町国民保護計画の見直し，変更手続

(1) 町国民保護計画の見直し

町国民保護計画については，今後，国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築，県国民保護計画の見直し，国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ，不断の見直しを行うものとする。

町国民保護計画の見直しに当たっては，町国民保護協議会の意見を尊重するとともに，広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 町国民保護計画の変更手続

町国民保護計画の変更にあたっては，計画作成時と同様，国民保護法第39条第3項の規定に基づき，町国民保護協議会に諮問の上，知事に協議し，その同意を得た後，町議会に報告し，公表するものとする。（ただし，武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については，町国民保護協議会への諮問及び知事への協議は行わない。）

4 町国民保護計画の推進

この計画を実効性のあるものとするため，第2編の平素からの備えや予防に掲げる取組みなどについては，適時，適切に現状を把握し，計画の円滑な推進に努めるものとする。

5 県国民保護計画との整合

この計画は，県国民保護計画に基づき作成するものとする。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

町は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

町は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

町は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

町は、国、広島県（以下「県」という。）、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

町は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、町は、消防団及び自主防災組織等の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他特別の配慮

町は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他の表現の自由に特に配慮する。

また、町は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(7) 高齢者、障害者等への配慮

町は、国民保護措置の実施に当たっては、様々なニーズに対応した対策が求められることから、男女共同参画の視点を踏まえるとともに、高齢者、障害者、乳幼児、町内に居住又は滞在している外国人その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

(8) 国際人道法の的確な実施

町は、国民保護措置の実施に当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

注 国際人道法とは、主としてジュネーブ諸条約のことを指す。この条約は、1949年に作成され、戦時における戦闘員や文民の人権の確保について定められ、第1条約から第4条約で構成されている。日本は1953年4月に加入している。また、従来のジュネーブ諸条約を発展・拡充させたものとして、国際的な武力紛争に適用される第1追加議定書と、非国際的な武力紛争に適用される第2追加議定書が1977年に作成され、日本は2004年8月に加入している。

(9) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

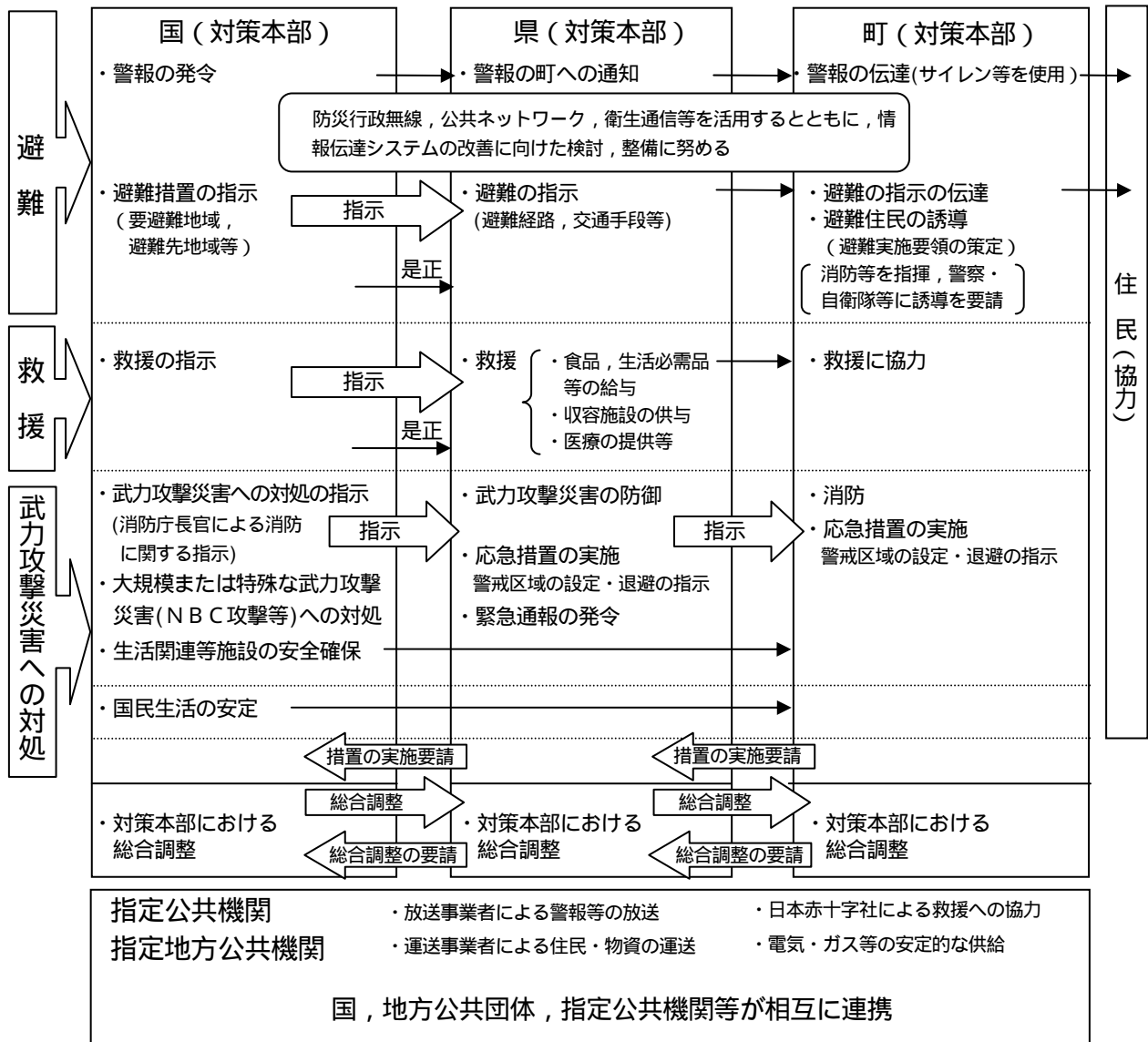
町は、国、県から入手した情報、武力攻撃災害の状況その他必要な情報の提供を行うほか、緊急時の連絡及び応援の体制を確立すること等により、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、町は、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

町は、国民保護措置の実施に当たり関係機関と円滑に連携するため、国民保護法における町の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておくこととし、町の事務の大綱、関係機関の連絡先等について以下のとおり定める。

【国民の保護に関する措置の仕組み】



1 町の事務又は業務の大綱

町は、国民保護措置について、おおむね次に掲げる業務を処理する。

機関の名称	事務または業務の大綱
町	<ol style="list-style-type: none"> 1 町国民保護計画の作成 2 町国民保護協議会の設置，運営 3 町国民保護対策本部（以下，「町対策本部」という。）及び町緊急対処事態対策本部の設置，運営 4 組織の整備，訓練 5 警報の伝達，避難実施要領の策定，避難住民の誘導，関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施，安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示，警戒区域の設定，消防，廃棄物の処理，被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

2 関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置について、県及び同関係機関，関係市町及び同関係機関，その他の関係機関は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

(1) 県及び同関係機関

機関の名称	事務または業務の大綱
県	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置，運営 3 広島県国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）及び広島県緊急対処事態対策本部（以下「県緊急対処事態対策本部」という。）の設置，運営 4 組織の整備，訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示，避難住民の誘導に関する措置，都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施，安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減，緊急通報の発令，退避の指示，警戒区域の設定，保健衛生の確保，被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施 <p style="text-align: right;">（県国民保護計画による。）</p>

(2) 関係市町及び同関係機関

機関の名称	事務または業務の大綱
福山市・府中市 庄原市・井原市	1 研修，訓練等平素からの備えや予防における連携 2 武力攻撃事態等への対処における相互応援等の協力，連携
福山地区 消防組合	1 組織の整備，訓練 2 警報の伝達，避難住民の誘導等住民の避難に関する措置 3 救急・救助等武力攻撃災害への対処 4 危険物質等の保安対策・対処
高梁市	1 高梁市・神石高原町消防相互応援協定に基づく両市町の境界付近における火災の防除並びに救護の相互応援 2 研修，訓練等平素からの備えや予防における連携 3 武力攻撃事態等への対処における相互応援等の協力，連携
広島市	1 広島県内航空消防応援協定に基づく航空機を活用した応援による火災等の災害による被害の軽減

注-1：関係市町及び同関係機関は，町に隣接する市町，主な相互応援協定を締結している市町及び神石高原町地域防災計画に掲げる機関を掲載した。

-2：事務または業務の大綱は，神石高原町地域防災計画に準じて定めた。

-3：神石高原町の消防事務の一部を福山地区消防組合が行う。

(3) 指定地方行政機関

機関の名称	事務または業務の大綱
中国総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理，監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
中国財務局	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 国有財産の無償貸付等 4 被災施設の復旧事業費の査定の上会
中国四国厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供
広島労働局	1 被災者の雇用対策
中国四国農政局	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
近畿中国森林管理局	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
中国経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
中国四国産業保安監督部	1 鉱山における災害時の応急対策 2 危険物等の保全
中国地方整備局	1 被災時における直轄河川，国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧

機関の名称	事務または業務の大綱
中国運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
広島地方気象台	1 気象状況の把握及び情報の提供

注：指定地方行政機関は、県国民保護計画に掲げられる機関のうち、町に関係する機関を掲載した。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

区分		機関の名称	事務または業務の大綱
指定公共機関	放送事業者	日本放送協会	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
	運送事業者	中国ジェイアールバス，佐川急便，西濃運輸，日本通運，福山通運，ヤマト運輸	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
	電気通信事業者	西日本電信電話，エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ，KDDI，日本テレコム，エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国，ソフトバンクモバイル	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
	電気事業者	中国電力	1 電気の安定的な供給
	病院その他の医療機関	国立病院機構	1 医療の確保
	その他	日本郵政公社 日本赤十字社広島県支部	1 郵便の確保 1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集，整理及び回答
指定地方公共機関	放送事業者	中国放送，広島テレビ放送，広島ホームテレビ，テレビ新広島，広島エフエム放送	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
	運送事業者	広島県旅客船協会，中国バス，広島県トラック協会	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
	ガス事業者	福山瓦斯，広島県LPGガス協会	1 ガスの安定的な供給
	病院その他の医療機関	広島県厚生農業協同組合連合会，広島県医師会	1 医療の確保

注-1：指定公共機関及び指定地方公共機関は、県国民保護計画に掲げられる機関のうち、町に関係する機関を掲載した。

-2：事務または業務の大綱は県国民保護計画による。

(5) その他の関係機関

区分	機関の名称	事務または業務の大綱	
その他の関係機関	病院その他の医療機関	福山市医師会神石支部，神石郡歯科医師会，府中薬剤師会，県立神石三和病院	1 医療，助産等救護の実施 2 負傷者の収容並びに看護 3 医療資機材の備蓄及び調達体制の確立 4 医薬品等の備蓄及び調達体制の確立
	産業関連団体	福山市農業協同組合（神石高原地域本部），広島県東部農業共済組合	1 共同利用施設の被害応急対策及び災害復旧の実施 2 農林水産関係の県，町の実施する被害調査，応急対策に対する協力 3 被災農林漁業者に対する融資及びそのあつ旋 4 被災農林漁業者に対する生産資材の確保及びそのあつ旋
		神石郡森林組合	1 災害応急対策及び災害復旧の実施 2 農林水産関係の県，町の実施する被害調査，応急対策に対する協力 3 被災農林業者に対する生産資材の確保及びそのあつ旋
		神石高原町商工会	1 災害時における物価安定についての協力 2 災害救助用及び復旧用物資の確保についての協力
	その他の団体	神石高原町社会福祉協議会	1 ボランティアの育成及び活用 2 義援金品の受入れ及び配分
		自治振興会	1 警報伝達，安否情報収集などの情報収集・提供についての協力 2 住民の避難誘導等についての協力 3 災害時における応急対策等への協力 4 災害対策要員の確保 5 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分
		広島県建築士会福山支部	1 倒壊物・落下物対策への協力 2 被災建築物応急危険度判定への協力
	観光・交流施設	仙養ヶ原ふれあいの里，帝釈峡（犬瀬地区），スコラ高原	1 来訪者等への警報伝達，安否情報収集などの情報収集・提供についての協力 2 来訪者等の避難誘導等についての協力

注-1：その他の関係機関は，神石高原町地域防災計画に掲げる機関を掲載した。

-2：事務または業務の大綱は，神石高原町地域防災計画に準じて定めた。

3 関係機関の連絡先

県及び同関係機関，関係市町及び同関係機関，指定行政機関，指定地方行政機関（国の出先機関，自衛隊等を含む），指定公共機関，指定地方公共機関及びその他の関係機関の連絡先は，資料編に記載するものとする。

【参考 国民保護に係る機関等】

【指定行政機関】（武力攻撃事態対処法第2条第4号）

内閣府，宮内庁，各省，委員会，庁，審議会など

【指定地方行政機関】（武力攻撃事態対処法第2条第5号）

指定行政機関の地方支分部局など

【指定公共機関】（武力攻撃事態対処法第2条第6号）

独立行政法人，日本銀行，日本赤十字社，日本放送協会，公共的機関，電気，ガス，輸送，通信等の公益的事業を営む法人など

【指定地方公共機関】（国民保護法第2条第2項）

都道府県の区域において電気，ガス，輸送，通信，医療その他の公益的事業を営む法人，地方道路公社，その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で都道府県の知事が指定するもの

第4章 町の地理的，社会的特徴

町は，国民保護措置を適切に実施するため，その地理的，社会的特徴等について把握することとし，以下のとおり，国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき町の地理的，社会的特徴等について定める。

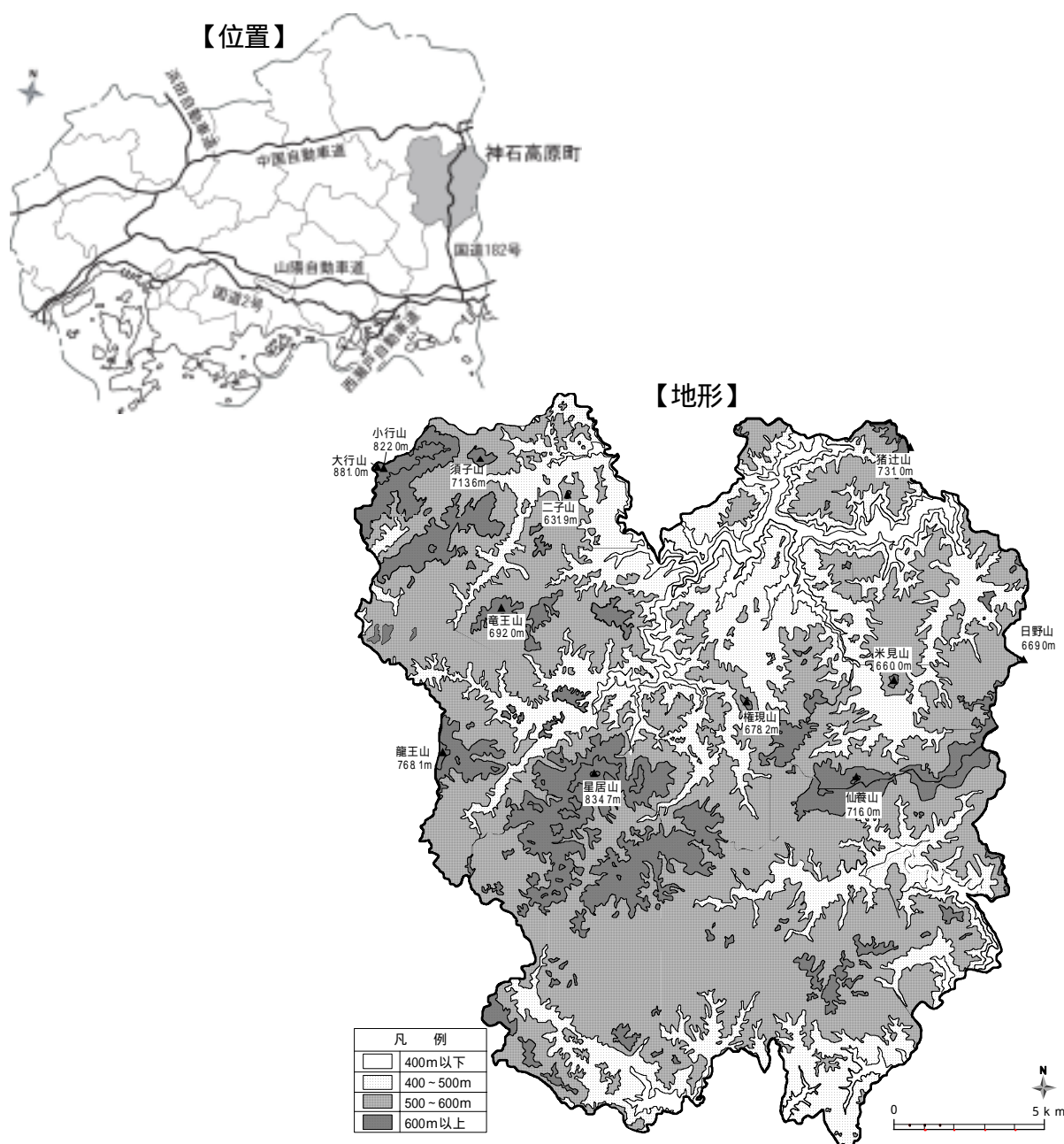
(1) 位置，地形の状況

神石高原町は，県の東部に位置し，北は庄原市，西は府中市，南は福山市，東は岡山県高梁市，同井原市に接している。

町域は，東西約22km，南北約25km，面積は381.81km²である。

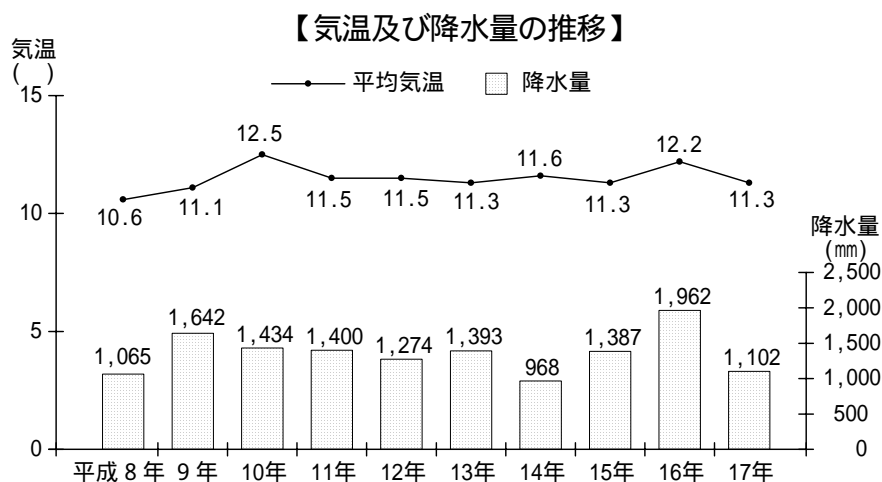
地形は，中国山地から南に張り出した高原地形で，標高は400～600mである。

主要な山岳は，大行山（標高881.0m），星居山（標高834.7m）などがある。



(2) 気候の状況

年平均気温は11.3（油木観測所）で、広島市（広島地方气象台，16.1）より4.8低い。年間降水量は，1,102mm（同）で，広島市（同，1,323mm）より221mm多い。



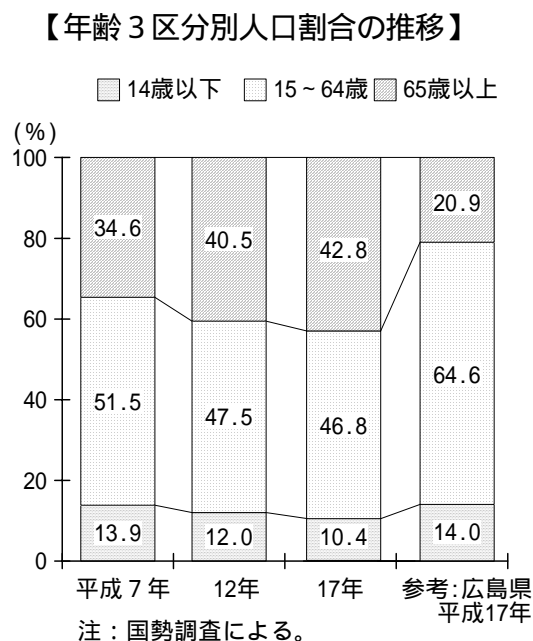
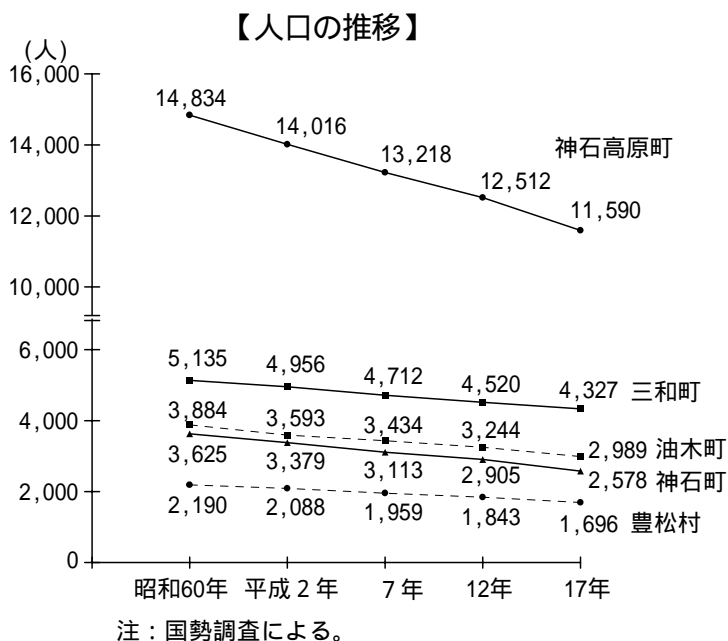
(3) 人口分布

本町の人口は，11,590人（平成17年国勢調査），人口密度は1km²当たり30.4人で，人口密度は県（約339人/km²）の約1/10である。

地域別には，油木支所管内 2,989人，神石支所管内 2,578人，豊松支所管内 1,696人，三和支所管内 4,327人で，各地域とも，支所所在地周辺の集落において人口が多く分布している。

年齢3区分別人口割合は，14歳以下10.4%，15～64歳46.8%，65歳以上42.8%（平成17年10月1日時点）である。

これを県と比較すると，65歳以上の高齢者の割合は県値（20.9%）より21.9ポイント高くなっており，国民保護措置を実施する上では，人口密度が低く，高齢者の割合が高いことに配慮する必要がある。



(4) 道路網の状況

本町の道路網は、国道182号が南北に縦断し、隣接する福山市、庄原市と結ぶとともに、中国縦貫自動車道及び山陽自動車道へアクセスしている。

また、主要地方道は、芳井油木線、加茂油木線、三原東城線、新市七曲西城線、吉舎油木線の5路線、一般県道は17路線あり、これらと広域農道で町外及び町内各地域を結ぶ道路網が構成されている。

(5) 鉄道、空港、港湾の状況

本町には、鉄道、空港、港湾はない。

鉄道は、隣接する福山市を山陽新幹線と山陽本線、府中市を福塩線、三次市を福塩線、芸備線、庄原市を芸備線、木次線、高梁市を伯備線がそれぞれ走っている。

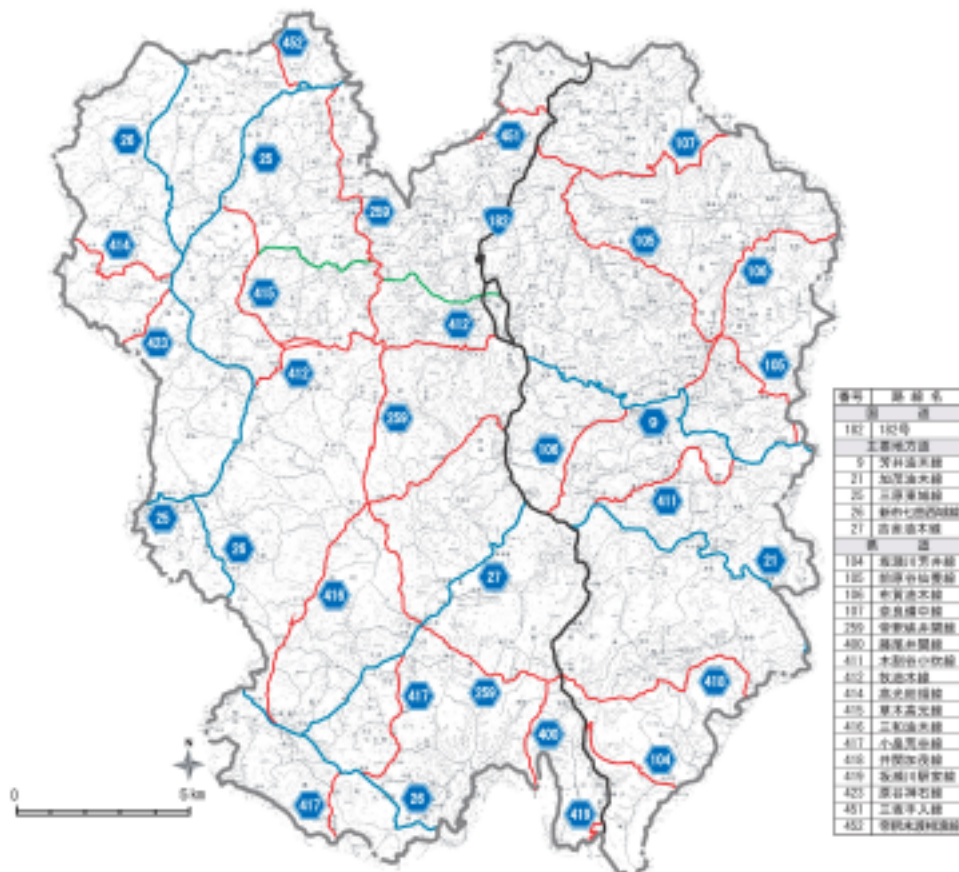
空港は、本町から約42km離れた三原市本郷町に広島空港が、港湾は、本町から約27km離れた福山市に重要港湾福山港がある。

(6) その他

本町には、自衛隊施設、米軍の施設、原子力発電所、石油コンビナート施設はない。

原子力発電所は、島根県松江市鹿島町に中国電力島根原子力発電所、愛媛県伊方町に四国電力伊方発電所があり、本町までの距離は、島根原子力発電所から約90km、伊方発電所から約160kmである。

【道路網】



第5章 町国民保護計画が対象とする事態

町国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

町国民保護計画においては、武力攻撃事態として、以下に掲げる4類型を対象として想定する。

着上陸侵攻

【特徴】

- ・ 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。
- ・ 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高い。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。
- ・ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。

ゲリラや特殊部隊による攻撃

【特徴】

- ・ 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。
- ・ 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば原子力発電所が攻撃された場合には被害の範囲が拡大するおそれがある。また、ダーティボム（16頁注参照）が使用される場合がある。

弾道ミサイル攻撃

【特徴】

- ・ 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。
- ・ 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

航空攻撃

【特徴】

- ・ 弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また、攻撃目標を特定することが困難である。
- ・ 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。
- ・ なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。
- ・ 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

2 緊急処理事態

町国民保護計画においては、緊急処理事態として、以下に掲げる事態例を対象として想定する。

(1) 攻撃対象施設等による分類

危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

- ・ 原子力事業所等の破壊

【被害の概要】

- ・ 大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくする。汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。

- ・ 隣接市町の危険施設等の破壊
- ・ 可燃性ガス貯蔵施設等の爆破

【被害の概要】

- ・ 爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

- ・ ダムの破壊

【被害の概要】

- ・ ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。

多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

- ・ 大規模集客施設等の爆破

【被害の概要】

- ・ 爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。

(2) 攻撃手段による分類

多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

- ・ ダーティボム等の爆発による放射能の拡散

【被害の概要】

- ・ ダーティボム(次頁注参照)の爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。また、ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもある。

- ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布

【生物剤による攻撃の被害の概要】

- ・ 生物兵器の被害の特徴と同様である。

- ・ サリン等化学剤の大量散布

【化学剤による攻撃の被害の概要】

- ・ 化学兵器の被害の特徴と同様である。

- ・ 水源地に対する毒素等の混入

破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

- ・ 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

【被害の概要】

- ・ 主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。
- ・ 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

【参考 N B C 攻撃による被害の概要】

核兵器等

核兵器を用いた攻撃（以下「核攻撃」という。）による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能（物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能）による残留放射線によって生ずる。核爆発によって 熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。残留放射線は、爆発時に生じた放射能をもった灰（放射性降下物）からの放射線と、初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線に区分される。このうち 及び は、爆心地周辺において被害をもたらすが、の灰（放射性降下物）は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。このため、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。

生物兵器

生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。

生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。

化学兵器

一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をはうように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。

N B C : 「Nuclear : 核」「Biological : 生物」「Chemical : 化学」の総称。

注：ダーティボムとは、放射性物質を散布することにより放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾のことで、爆弾の破片や飛び散った物体による被害、熱や炎による被害などが発生し、放射線によって正常な細胞機能がかく乱されると、後年ガンを発症することもある。（内閣官房 国民保護ポータルサイトより。）

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 町における組織・体制の整備

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及びサービス基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 町の各課室における平素の業務

町の各課室は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行うものとする。

【町の各課室における平素の業務】

課室	平素の業務
総務課	<ol style="list-style-type: none">1 国民保護協議会の運営に関すること2 国民保護対策本部に関すること3 国民保護措置の準備に関すること4 国民保護に関わる関係機関、消防団との連絡調整に関すること5 職員の動員、派遣要請、受入れに関すること6 職員の食料の供給、救援及び補償に関すること7 職員の服務、給与に関すること8 警報の内容の伝達、避難の指示の伝達及び緊急通報の伝達に関すること9 避難施設の指定の協力に関すること10 被災情報の収集・報告に関すること11 安否情報の収集体制の整備に関すること12 防災行政無線電話の確保に関すること13 危険物質の保安対策に関すること14 被災者相談活動に係る関係機関との連絡調整に関すること15 特殊標章等の交付等に関すること16 庁舎、公有財産の管理、運用、調査に関すること17 国民保護措置関係予算その他財務に関すること18 町議会に関すること（臨時議会の招集）19 国民保護措置に関する訓練・啓発に関すること20 人権尊重の理念の普及、啓発に関すること21 国際人道法の普及、教育に関すること22 避難実施要領の策定に関すること
企画課	<ol style="list-style-type: none">1 広報、報道機関との連絡調整に関すること2 メイプルネット、庁内LAN・WANの保全に関すること3 自治振興会、その他の自主防災組織等との連絡調整に関すること4 ボランティア等の支援に関すること5 避難住民の運送（バス）並びに避難住民及び緊急物資の運送の総括に関すること6 公共交通機関との連絡調整に関すること7 緊急物資の運送（トラック）に関すること

課室	平素の業務
企 画 課 (続 ぎ)	8 商工労働団体との連絡調整に関すること 9 災害対策用物資（食料，木材，建設機材器具を除く。）の調達，あつ旋に関する と 10 物資（産業課の所掌に属するものを除く。）の流通に関すること 11 災害応急対策のための労働力の確保要請に関すること 12 生活関連物資等の価格の安定に関すること
住 民 課	1 外国人に対する広報，避難，救援に関すること 2 町税その他の徴収金（使用料等）に関すること
福 祉 課	1 避難施設の運営体制の整備に関すること 2 高齢者，障害者等の安全確保及び支援体制の整備に関すること 3 義援金品の収配等に関すること 4 国民保護法に基づく救援の実施に係る措置に関すること 5 赤十字標章等の交付等に関すること 6 福祉施設に関すること 7 他課室に属しない生活支援及び保護に関すること
保 健 課	1 医療，医薬品等の供給体制の整備に関すること 2 保健衛生に関すること 3 医療の確保に関すること 4 感染症及び防疫に関すること 5 県立病院の医療供給体制の整備に関すること 6 保健，医療施設に関すること
環 境 衛 生 課	1 飲料水に関すること 2 環境汚染事故の対策及び指導に関すること 3 廃棄物処理及び環境衛生施設に関すること 4 自然公園施設に関すること
産 業 課	1 農林水産業団体との連絡調整に関すること 2 食品供給業者の把握に関すること 3 災害対策用主要食料の調達，あつ旋及び生鮮食料品の流通に関すること 4 生産流通施設に関すること 5 災害資金等の融資に関すること 6 農業協同組合及び農業共済に関すること 7 家畜伝染病予防及び防疫に関すること 8 畜産物及び家畜飼料の流通に関すること 9 農地，農業用施設に関すること 10 林道状況の把握，対策に関すること 11 災害対策用木材等の調達，あつ旋に関すること 12 林業用施設，林産物に関すること 13 森林組合等が所有する共同利用施設に関すること 14 森林病虫害の防除に関すること 15 山地，治山施設に関すること
建 設 課	1 道路，橋梁の状況の把握，対策に関すること 2 特殊車両の通行に関すること 3 河川，ダム，砂防，急傾斜地等の把握，対策に関すること 4 集落の状況，公園緑地の把握，対策に関すること

課室	平素の業務
建設課 (続き)	5 町営住宅に関すること 6 土木関係災害対策資材(応急仮設住宅用資材等を含む。)及び機械の調達, あっ旋に関すること 7 仮設住宅建設指示を受けての建設計画の策定, 建設管理, 管理委託に関すること 8 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の支援に関すること
出納室	1 国民保護措置の実施に要する費用の出納及び物品の調達に関すること
教育委員会	1 文教施設等の保全, 避難施設の確保に関すること 2 公立学校等への警報の伝達体制整備に関すること 3 公立学校の児童生徒の避難及び安全確保に関すること 4 公立学校の児童生徒の応急教育及び学用品の供与に関すること 5 公立学校の児童生徒に対する啓発に関すること 6 文化財の保護に関すること 7 教育関係義援金に関すること 8 教育委員会関係災害の情報収集及び被害調査に関すること
消防団	1 災害現場での応急救助活動に関すること 2 各課の応援に関すること

2 町職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な確保

町は, 武力攻撃災害が発生し, 又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため, 武力攻撃事態等に対処するために必要な職員を迅速に確保できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

町は, 武力攻撃等が発生した場合において, 事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため, 常備消防機関との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど, 速やかに町長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 町の体制及び職員の参集基準等

町は, 事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため, 次の体制を整備するとともに, その参集基準を定める。

その際, 町長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【職員参集基準】

事態の状況	体制	基準	役割	参集
事態認定前	国民保護担当課	国内で武力攻撃事態等の認定に繋がる可能性のある事案が発生するなどし、情報収集等の対応が必要な場合で、総務課長が必要と認めた場合	情報収集	総務課職員数 名
	神石高原町国民保護対策連絡室	県内で武力攻撃事態等の認定に繋がる可能性のある事案が発生するなどし、町長が設置の必要があると認めた場合	情報収集 応急対策 予防対策	室長：助 役 室次長：総務課長 室員：町各課室長 消防団長
国、県において武力攻撃事態等の認定が行われたが、本町に対策本部設置の指定に係る通知がない場合				
事態認定後	神石高原町国民保護対策本部	町に対策本部設置の指定に係る通知があった場合	国民保護措置の実施	全職員

注：神石高原町国民保護対策連絡室，神石高原町国民保護対策本部の構成，措置，分掌事務等は第3編参照。

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

町の幹部職員及び国民保護担当職員は，常時，参集時の連絡手段として，携帯電話，衛星電話等を携行し，電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

町の幹部職員及び国民保護担当職員が，交通の途絶，職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し，あらかじめ，参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど，事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお，町対策本部長，町対策副本部長及び町対策本部員の代替職員については，以下のとおりとする。

【町対策本部長，町対策副本部長及び町対策本部員の代替職員】

名称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）	代替職員（第3順位）
町長	助 役	教 育 長	総 務 課 長
助 役	教 育 長	総 務 課 長	建 設 課 長
教育長	教 育 次 長	学 校 教 育 課 長	生 涯 学 習 課 長
各課長	各課長補佐（筆頭補佐）	各課で定める職員	各課で定める職員
消防団長	消防団で定める副団長	消防団で定める副団長	消防団で定める副団長

(6) 職員の服務基準

町は，神石高原町国民保護対策連絡室（以下「町国民保護対策連絡室」という。），神石高原町国民保護対策本部（以下「町対策本部」という。）について，参集した職員の行うべき分掌事務を定める。（第3編第1，2章参照）

(7) 交代要員等の確保

町は，防災に関する体制を活用しつつ，町対策本部を設置した場合においてその機能が確保されるよう，以下の項目について定める。

交代要員の確保その他職員の配置
 食料，燃料等の備蓄
 自家発電設備の確保
 仮眠設備等の確保 等

3 消防機関の体制

(1) 福山地区消防組合（以下「消防組合」という。）における体制

消防組合は，町における参集基準等と同様に，消防局及び消防署における初動体制を整備するとともに，職員の参集基準を定める。

この場合，町は，特に初動時における消防組合との緊密な連携を図り，一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

町は，消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ，県と連携し，地域住民の消防団への参加促進，消防団に係る広報活動，全国の先進事例の情報提供，施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い，消防団の充実・活性化を図る。

また，町は，県と連携し，消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに，国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに，町は，消防局及び消防署における参集基準等を参考に，消防団員の参集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

町は，武力攻撃事態等が発生した場合には，国民保護措置の実施に伴う損失補償，国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため，国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し，手続項目ごとに，以下のとおり担当課を定める。

また，必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより，国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

手続き項目		担当課
損失補償 (法第159条 第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)	保健課
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)	保健課
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)	保健課
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第1項・5項)	総務課
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの。 (法第70条第1項・3項，80条第1項，115条第1項，123条第1項)	総務課
不服申立てに関する事。 (法第6条，175条)		総務課
訴訟に関する事。 (法第6条，175条)		総務課

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

町は、国民の権利利益の救済の手續に関連する文書（公用令書の写し，協力の要請日時，場所，協力者，要請者，内容等を記した書類等）を，町文書管理規程等の定めるところにより，適切に保存する。

また，国民の権利利益の救済を確実にを行うため，武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐための配慮を行う。

町は，これらの手續に関連する文書について，武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第 2 関係機関との連携体制の整備

町は，国民保護措置を実施するに当たり，国，県，他の市町，指定公共機関，指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため，以下のとおり，関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

町は，武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう，防災のための連携体制も活用し，関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

町は，国，県，他の市町，指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに，関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

町は，個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により，関係機関の意思疎通を図る。この場合において，町国民保護協議会の部会を活用すること等により，関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

町は，緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名，所在地，電話（FAX）番号，メールアドレス等）について把握するとともに，定期的に更新を行い，国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう，県と必要な連携を図る。

特に，避難の指示と避難実施要領の記述内容，救援の役割分担，運送の確保等，町と県との間で特に調整が必要な分野における連携に留意する。

(2) 県との情報共有等

町は、警報の内容、経路、避難の指示と避難実施要領の記述内容、救援の役割分担、運送の確保等の避難、救援の方法等、県との間で特に調整が必要な分野において、緊密に連携し、情報共有を図る。

(3) 町国民保護計画の県への協議

町は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と町の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

町長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近接市町等との連携

(1) 近接市町との連携

町は、近接市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けること、防災に関し締結されている市町間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

町は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、消防組合と連携して、近接市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。

また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

町は、関係する指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先は事前に把握しておくものとする。

(2) 医療機関との連携

町は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう、消防組合と連携し、県立神石三和病院（災害拠点病院）、医師会等との連絡体制を確認するとともに、平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

町は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、町は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

町は、自治振興会、その他の自主防災組織等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び町等との間の連携が図られるよう配慮する。

また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織等以外のボランティア団体等に対する支援

町は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるように努める。

第3 通信の確保

町は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

町は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保に当たっての留意事項

町は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、情報収集、連絡体制の整備に努める。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

【非常通信体制の確保に当たっての留意事項】

施設・設備面	<ul style="list-style-type: none"> ・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用面	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> ・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

第4 情報収集・提供等の体制整備

町は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

町は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するため

の体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

町は、体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

(3) 関係機関における情報の共有

町は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

町は、知事から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。この場合において、民生委員、社会福祉協議会、介護保険事業者、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。

また、町は、警報を通知すべき「その他の関係機関」をあらかじめ町国民保護計画に定めておくものとする。（警報を通知すべき「その他の関係機関」は、資料編に掲げる。）

(2) 防災行政無線の整備

町は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系デジタル防災行政無線の整備を図る。この場合、国が整備を進めている衛星通信ネットワークを通じた全国瞬時警報システム（J-ALERT：注）による警報等を伝達できるよう、整備を行うものとする。

(3) 県警察との連携

町は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

【サイレン音アクセス先】 <http://www.kokuminhogo.go.jp/arekore/shudan.html#siren>

注：全国瞬時警報システム（J-ALERT）は、対処に時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃に係る警報や自然災害における緊急地震速報、津波警報等を住民に瞬時かつ確実に伝達するため、国が衛星通信ネットワークを通じて直接市町村の同報系防災行政無線を起動し、サイレン吹鳴等を行うシステムで、国において開発・整備が進められている。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

町は、県から警報の内容の通知を受けたときに町長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、大規模集客施設、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(6) 民間事業者からの協力の確保

町は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式

町は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号により収集を行い、第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、県に報告する。

【収集・報告すべき情報】

- | |
|---|
| <p>1 避難住民（負傷した住民も同様）</p> <p>氏名
フリガナ
出生の年月日
男女の別
住所
国籍</p> <p>～ のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）</p> <p>負傷(疾病)の該当
負傷又は疾病の状況
現在の居所
連絡先その他必要情報
親族・同居者への回答の希望
知人への回答の希望
親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意</p> <p>2 死亡住民
（上記 ～ に加えて）</p> <p>死亡の日時、場所及び状況
遺体が安置されている場所
連絡先その他必要情報</p> <p>～ ， ～ の親族・同居者・知人以外の者への回答の同意</p> |
|---|

(2) 安否情報収集のための体制整備

町は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、町における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

町は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づき、所在等についてあらかじめ把握しておくものとする。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

町は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

収集、整理した被災情報の知事への報告は、県が消防庁に報告する様式（次頁参照）に準じて行うものとする。

(2) 担当者の育成

町は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

【被災情報の報告様式】

平成 年 月 日に発生した による被害（第 報）

平成 年 月 日 時 分
神 石 高 原 町

1 武力攻撃災害が発生した日時，場所（又は地域）

(1) 発生日時 平成 年 月 日

(2) 発生場所 神石高原町 番地

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

可能な場合，死者について，死亡地の市町名，死亡の年月日，性別，年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町名	年月日	性別	年齢	概況

第5 研修及び訓練

町は，県，他市町等関係機関と連携して職員の研修機会を確保するとともに，実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要があるため，本町の地理的・社会的特徴等を踏まえた研修及び訓練について必要な事項を，以下のとおり定める。

1 研修

(1) 職員等の研修機会の確保

町は，消防大学校，市町村職員中央研修所，広島県自治総合研修センター等の研修機関の研修過程を有効に活用し，職員の研修機会を確保する。

また，県並びに県消防学校と連携し，消防団員及び自主防災組織等リーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行う。

(2) 外部有識者等による研修

職員等の研修の実施に当たっては，国が作成するビデオ教材やe - ラーニングを活用するとともに，県の職員，危機管理に関する知見を有する自衛隊，警察，消防等の職員，学識経験者，テロ動向等危機管理の研究者等を講師に招くなど，外部の人材についても積極的に活用する。

【国民保護ポータルサイト】	http://www.kokuminhogo.go.jp/
【総務省消防庁ホームページ】	http://www.fdma.go.jp/

2 訓練

(1) 町における訓練の実施

町は、近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防組合、県警察、自衛隊等との連携を図る。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

町対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び町対策本部設置運営訓練
被災情報・安否情報に係る情報収集訓練及び警報・避難の指示等の通知・伝達訓練
避難・救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。

国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治振興会、その他の自主防災組織等の協力を求めるとともに、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。

訓練実施後は、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。

訓練の実施においては、自治振興会、その他の自主防災組織等と連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努める。また、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。

県と連携し、学校、病院その他の多数の者が利用する施設の管理者に対し、警報の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。

県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難及び救援に関する平素からの備え

町は、県対策本部長から避難の指示及び救援の指示を受けたときは、避難住民の誘導等を行うとともに、所要の救援に関する措置を実施することから、避難及び救援に関する平素からの備えに必要な事項について、以下のとおり定める。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

町は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

【町対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

住宅地図（人口分布，世帯数等のデータ）
町内の道路網リスト（避難経路として想定される国道，県道，町道等の道路リスト）
輸送力のリスト（バス等運送事業者の保有する輸送力，バス路線，保有車両数などのデータ）
避難施設のリスト（避難住民の収容能力など，データベース策定後は当該データベース）
備蓄物資，調達可能物資のリスト（備蓄物資の所在地，数量，町内主要民間事業者のリスト）
生活関連等施設等のリスト（避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの）
関係機関（国，県，民間事業者等）の連絡先一覧，協定
自治振興会，その他の自主防災組織等の連絡先等一覧（代表者及び代理者の自宅及び勤務先の住所，連絡先等）
消防組合，消防団のリスト（消防局・署の所在地等の一覧，消防団長の連絡先，各消防機関の装備資機材のリスト）
災害時要援護者の避難支援プラン

(2) 避難実施要領のパターンの作成

町は、関係機関（教育委員会など町の各執行機関，消防組合，県，県警察等）と緊密な意見交換を行いつつ，消防庁が作成するマニュアルを参考に，季節の別（特に冬期間の避難方法），観光客や昼間人口の存在，混雑の発生状況等について配慮し，複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

(3) 隣接する市町との連携の確保

町は、町の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(4) 高齢者，障害者等災害時要援護者への配慮

町は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者，障害者，乳幼児，町内に居住又は滞在している外国人等自ら避難することが困難な者の避難について，災害時要援護者の避難対策を講じる。

その際，避難誘導時において，災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「災害時要援護者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

(5) 民間事業者からの協力の確保

町は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(6) 学校や事業所との連携

町は、学校における避難の在り方について意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。また大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 救援に関する基本的事項

(1) 県との調整

町は、県から救援の一部の事務を町において行うこととされた場合や町が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、町の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における町の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

(2) 基礎的資料の準備等

町は、県と連携して、救援に関する事務を行うために、町内の収容施設、関係医療機関等のデータベース、備蓄物資のリスト等の必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

3 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

町は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

町は、県が保有する町の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

輸送力に関する情報	路線バスの保有車輛数，定員	
	本社及び支社の所在地，連絡先，連絡方法	など
道路に関する情報	路線名，起点・終点，車線数，管理者の連絡先	など

(2) 運送経路の把握等

町は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する町の区域に係る運送経路の情報を共有する。

4 避難施設の指定への協力

町は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力する。

また、県が指定した避難施設に関する情報を、避難施設データベース等により県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

【避難施設の指定に当たっての留意事項】

<p>避難所として学校、公民館、体育館等の施設を指定するほか、応急仮設住宅等の建設用地、救援の実施場所、避難の際の一時集合場所として公園、広場、駐車場等の施設を指定するよう配慮する。</p> <p>爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所としてコンクリート造り等の堅ろうな建築物を指定するよう配慮する。</p> <p>一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。</p> <p>危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設は避難施設として指定しないよう配慮する。</p> <p>物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等の受け入れ又は救援を行うことが可能な構造又は設備を有する施設を指定するよう配慮する。</p> <p>車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にある施設を指定するよう配慮する。</p> <p style="text-align: right;">(県国民保護計画による。)</p>
--

【神石高原町内における避難施設（町施設）】

番号	名称	所在地	管理者名	収容人員(人)	
				屋内	屋外
1	油木小学校	油木乙1	神石高原町教育委員会	330	2,385
2	油木中学校	油木乙2140	神石高原町教育委員会	245	7,120
3	油木体育館	油木甲6836-1	神石高原町教育委員会	1,070	0
4	シルトピア多目的グラウンド	油木甲6836-1	神石高原町長	0	5,350
5	神石中学校	福永1466	神石高原町教育委員会		6,050
6	神石コスモドーム	相渡2188	神石高原町長	1,550	0
7	スコラ運動公園多目的広場	相渡6788番地3	神石高原町長	0	5,100
8	豊松小学校	下豊松323	神石高原町教育委員会	145	5,390
9	多目的体育館	下豊松301	神石高原町教育委員会	825	0
10	豊松山村広場	下豊松5321	神石高原町教育委員会	0	5,000
11	来見小学校体育館	井関2696	神石高原町教育委員会	375	0
12	三和中学校	小島1370	神石高原町教育委員会	1,005	7,855
13	三和小学校	小島2768-1	神石高原町教育委員会	330	2,620
14	高蓋体育館・グラウンド	高蓋1602-2	神石高原町教育委員会	330	3,225
15	東林館高校グラウンド	井関2696	神石高原町長	0	4,156

【神石高原町内における避難施設（県施設）】

番号	名称	所在地
1	さんわ182ステーション	坂瀬川5146番地2
2	油木高等学校	油木乙1965

第3章 生活関連等施設の把握等

町は、武力攻撃事態等における国民生活に関連を有する施設や危険物質等の取扱施設等の安全確保、町が管理する公共施設等の予防対策について、以下のとおり定める。

(1) 生活関連等施設の把握等

町は、町内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。(町内の生活関連等施設は、資料編に記載する。)

(2) 町が管理する生活関連等施設の安全確保

町は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」(平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官通知)に基づき、町の管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

(3) 町が管理する公共施設等における警戒

町は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察等との連携を図る。

【参考 「生活関連等施設」とは】

国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの

その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設として国民保護法施行令で定める次の施設。

国民保護法 施行令	各号	施設の種類	所管省庁名
第27条	1号	発電所, 変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設, 貯水施設, 浄水施設, 配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設, 軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設, 係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等, 旅客ターミナル施設, 航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒劇物(毒物及び劇物取締法)	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高压ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質(汚染物質を含む)	文部科学省, 経済産業省
	6号	核原料物質	文部科学省, 経済産業省
	7号	放射性同位元素(汚染物質を含む)	文部科学省
	8号	毒劇薬(薬事法)	厚生労働省, 農林水産省
	9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省
	10号	生物剤, 毒素	各省庁(主務大臣)
	11号	毒性物質	経済産業省

(県国民保護計画による。)

第4章 物資・資材の備蓄，整備及び点検

町は，国民保護措置の実施に必要な物資・資材の備蓄，整備及び点検について，以下のとおり定める。

1 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄等

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については，従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから，可能であるものについては，原則として，国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに，武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について，備蓄し，又は調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については，国がその整備や整備の促進に努めることとされ，また，安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては，国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており，町としては，国及び県の整備の状況等も踏まえ，県と連携しつつ対応する。

また，国民保護措置を支える町職員のための食料や飲料水など，必要な物資及び資材についても調達体制を整備する。

(3) 県等との連携

町は，国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について，県と密接に連携して対応する。

また，武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても，国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう，他の市町等や事業者等との間で，その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど，必要な体制を整備する。

2 町が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

町は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能性の確保

町は、その管理する上水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替水源、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

町は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第5章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要がある。

このため、国民保護の意義や仕組みについて、広く住民の理解が深まるよう、あらゆる機会を通じ説明を行うことが重要であることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

町は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。

また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

(2) 防災に関する啓発との連携

町は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団、自治振興会、その他の自主防災組織等の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

町教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、町立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

町は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の町長等に対する通報義務、不審物等を見つけた場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

さらに、日本赤十字社、県、消防組合などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。（なお、「武力攻撃やテロから身を守るために」において応急措置等について記載しており、これらの資料を参照できる。）

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、町は、武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

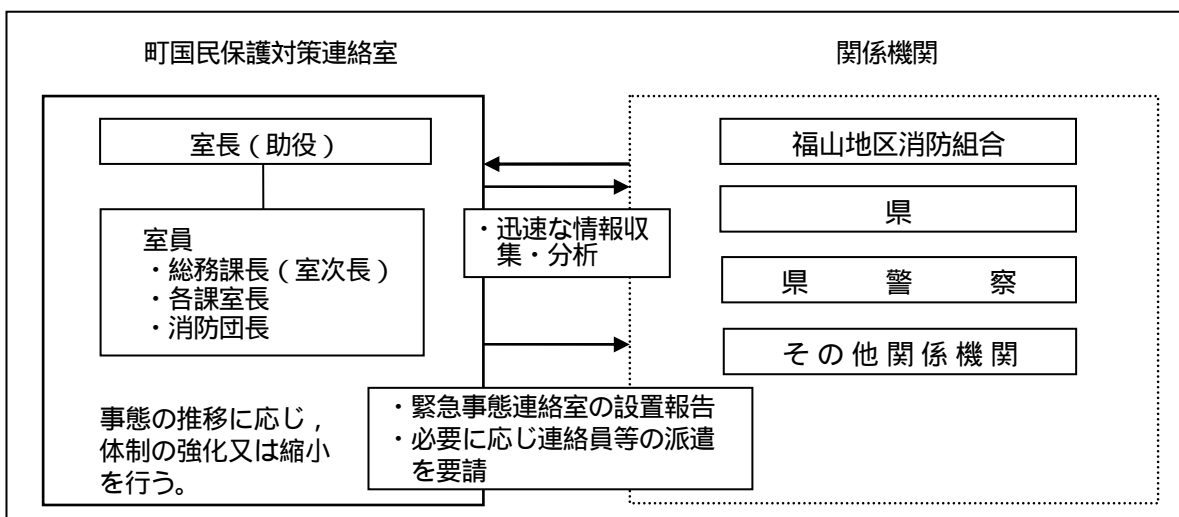
このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、町の初動体制について、以下のとおり定める。

1 事態認定前における国民保護対策連絡室の設置及び初動措置

(1) 神石高原町国民保護対策連絡室の設置

町長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、町としての的確かつ迅速に対処するため、町国民保護対策連絡室を設置する。

【町国民保護対策連絡室の構成等】



注：住民からの通報，県からの連絡その他の情報により，町職員が当該事案の発生を把握した場合は，直ちにその旨を町長及び幹部職員等に報告するものとする。
消防組合，消防団においても，通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立するものとする。

町国民保護対策連絡室は、助役、各課室長、消防団長で構成し、連絡室の事務を統括する室長と、室長を補佐する室次長をおく。

室長には助役を充て、室次長には総務課長を充てるものとし、助役が不在の場合は総務課長を、総務課長が不在の場合は、建設課長を、建設課長が不在の場合は産業課長を充てる。（これらの者が不在の場合は、課室長の互選により選出した者を充てる。）

町国民保護対策連絡室は、消防組合、消防団（以下、「消防組合、消防団」を「消防機関」という。）及びこれら以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、町国民保護対策連絡室を設置した旨について、県に連絡を行う。

この場合、町国民保護対策連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

(2) 初動措置の確保

消防機関等との連携による初動措置

町は、町国民保護対策連絡室において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。

また、町長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

警察官との連携による初動措置

町は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

武力攻撃事態等の認定後の初動措置

政府による事態認定がなされ、町に対し、町対策本部の設置の指定がない場合においては、町長は、必要に応じ、国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(3) 関係機関への支援の要請

町長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町等に対し支援を要請する。

(4) 分掌事務等

町国民保護対策連絡室の分掌事務と当初の要員は、別表1のとおりとする。

別表1 町国民保護対策連絡室における各課室の分掌事務

課室	主な分掌事務	要所の要員
総務課 出納室	1 町国民保護対策連絡室の運営に関する事 2 県、近隣市町、県警察、他の関係機関との連絡調整に関する事 3 消防組合、消防団との連絡調整に関する事 4 職員の動員等に関する事 5 被災情報の収集・報告に関する事 6 安否情報の収集に関する事 7 防災行政無線電話の確保に関する事 8 庁舎、公有財産の被災状況の把握、応急対策に関する事	課長を含め 3名
企画課	1 広報、報道機関との連絡調整に関する事 2 町民からの情報の収集に関する事 3 自治振興会、その他の自主防災組織等との連絡調整に関する事 4 商工業施設等の被災状況の把握、応急対策に関する事	課長を含め 2名
住民課	1 外国人に対する広報、避難に関する事 2 家屋等の被災状況の把握に関する事 3 防災備蓄物資の管理に関する事 4 被災地、被災者への対応に関する事	課長を含め 2名
福祉課	1 避難施設の開設、運営体制の整備に関する事 2 高齢者、障害者等の安全確保及び支援体制の整備に関する事 3 福祉施設の被災状況の把握、応急対策、その他福祉施設に関する事	課長を含め 2名
保健課	1 医療、医薬品等の供給体制の整備に関する事 2 被災者、被災地の保健衛生に関する事 3 保健・医療施設の被災状況の把握、応急対策に関する事	課長を含め 2名
環境衛生課	1 飲料水に関する事 2 環境衛生・し尿処理施設、上水道施設等の被災状況の把握、応急対策に関する事	課長を含め 2名
産業課	1 農林水産業団体との連絡調整に関する事 2 生産流通施設、農地、農林業関連基盤施設、農林産物、農林生産施設、山地、治山施設被災状況の把握、応急対策に関する事	課長を含め 2名
建設課	1 被災時の緊急交通、輸送に関する事 2 道路、橋梁、ダム、普通河川等の公共土木施設、町営住宅等の被災状況の把握、応急対策に関する事	課長を含め 2名
学校教育課	1 文教施設等における避難施設の確保に関する事 2 公立学校等との連絡調整に関する事 3 公立学校の児童生徒の避難及び安全確保に関する事 4 学校教育施設の被災調査、応急対策に関する事に関する事	課長を含め 2名
生涯学習課	1 生涯学習施設における避難施設の確保に関する事 2 各種団体との連絡調整に関する事 3 生涯学習関係の被災状況の把握、応急対策に関する事	課長を含め 2名
消防団	1 被災情報の収集・報告に関する事 2 消防団員の動員に関する事	団長を含め 5名
各支所	1 総務課、消防団等との連絡調整に関する事 2 被災情報の収集・報告に関する事 3 安否情報の収集に関する事 4 防災行政無線電話の確保に関する事 5 庁舎等の被災状況の把握、応急対策に関する事	各支所 支所長、町民 課長を含め 3名
消防団 各方面隊	1 被災情報の収集・報告に関する事 2 消防団員の動員に関する事	各支所 方面隊長を 含め2名

2 対策本部への移行に要する調整

町国民保護対策連絡室を設置した後に政府において事態認定が行われ、町に対し、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合については、直ちに町対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、町国民保護対策連絡室は廃止する。

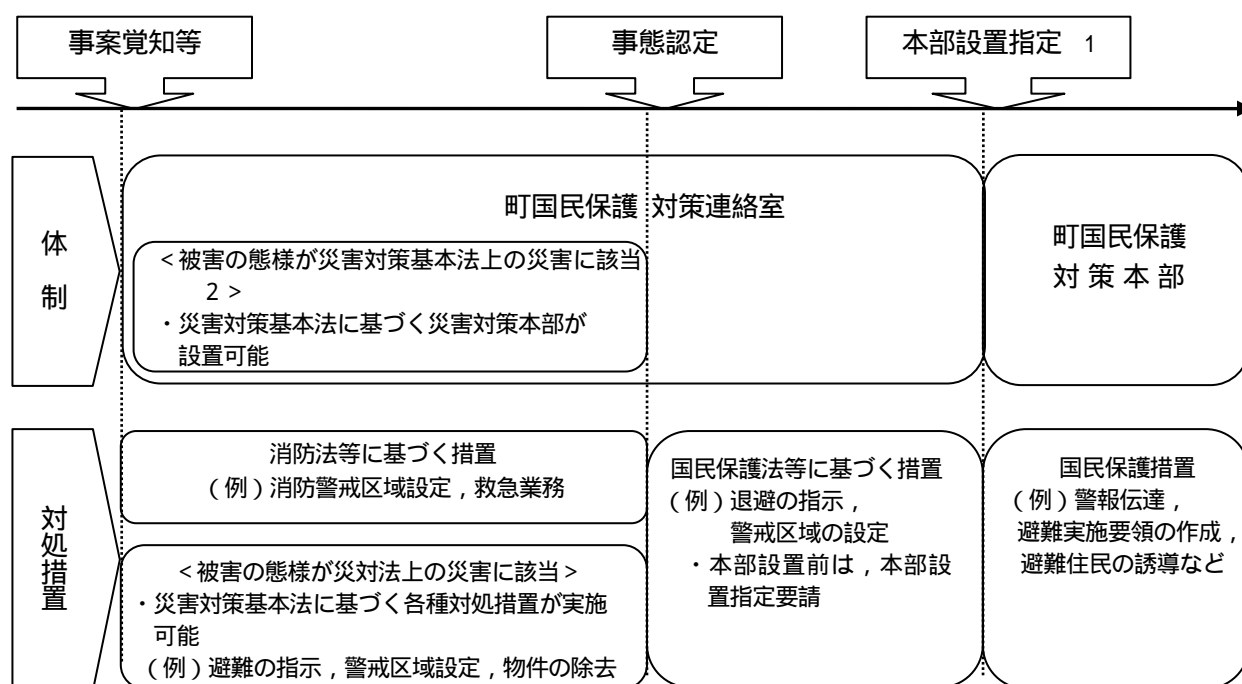
【災害対策基本法との関係について】

災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対処することを想定した法律ではないことにかんがみ、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、町対策本部を設置すべき町の指定の通知があった場合には、直ちに町対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。

町対策本部長は、町対策本部に移行した旨を町関係課室に対し周知徹底する。

町対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

【町国民保護対策連絡室から町対策本部への移行イメージ】



1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

3 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合等の対応

町は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが町に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、町長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、国民保護担当課体制を立ち上げ、又は、町国民保護対策連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、町長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、町内において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう、必要に応じ、全庁的な体制を構築する。

【参考 消防庁における体制】

消防庁においては、武力攻撃等の兆候に関する情報を入手した場合には、官邸危機管理センターの対応状況も踏まえ、消防庁情報連絡室を設置するとともに、県に対し連絡することとされている。また、発生した災害の状況が不明であり、武力攻撃等の生起の可能性が高いと判断される場合等には、消防庁緊急事態連絡室を設置するとともに、県に連絡することとしている。

第2章 町対策本部の設置等

町対策本部を迅速に設置するため、町対策本部を設置する場合の手順や町対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 町対策本部の設置

(1) 町対策本部の設置の手順

町対策本部を設置する場合には、次の手順により行う。

町対策本部を設置すべき町の指定の通知

町長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を通じて町対策本部を設置すべき町の指定の通知を受ける。

町長による町対策本部の設置

指定の通知を受けた町長は、直ちに町対策本部を設置する。

なお、事前に町国民保護対策連絡室を設置していた場合は、町対策本部に切り替えるものとする。

町対策本部員及び町対策本部職員の参集

町対策本部担当者は、町対策本部員、町対策本部職員等に対し、一斉参集システム等の連絡網を活用し、町対策本部に参集するよう連絡する。

【一斉参集システム】

大規模災害発生時等において、災害種別、規模等を選択することにより、事前に設定した職員（携帯電話等）に対して参集のための災害発生の通知を行うシステム

町対策本部の開設

町対策本部担当者は、町庁舎内に町対策本部を開設するとともに、町対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。

特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認する。

町長は、町対策本部を設置したときは、町議会に町対策本部を設置した旨を連絡する。

交代要員等の確保

町は、町対策本部の設置が長期化した場合においても町対策本部の機能を維持するため、交代要員の確保に配慮する。

また、食料、燃料、自家発電設備及び仮眠場所の確保等に配慮するものとする。

本部の代替機能の確保

町は、町対策本部が被災した場合等町対策本部を町庁舎内に設置できない場合に備え、町油木支所庁舎を町対策本部の予備施設とする。

町油木支所庁舎も被災し、使用できない場合には、被災を免れた公共施設等に本部を移す。

また、町外への避難が必要で、町内に町対策本部を設置することができない場合には、知事と町対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 町対策本部を設置すべき町の指定の要請等

町長は、町が町対策本部を設置すべき町の指定が行われていない場合において、町における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、町対策本部を設置すべき町の指定を行うよう要請する。

(3) 町長が不在の場合の対応

町長が不在で連絡困難な場合には、在庁職員の中での最上級者が町長に代行して町対策本部を設置する。

(4) 町対策本部の組織、任務及び分掌事務

町対策本部の組織

町対策本部の組織は、国民保護法、神石高原町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例（平成18年3月10日条例第20号）の規定により、次のとおりとする。

- a 国民保護法第28条第1項の規定により、町対策本部長（以下「本部長」という。）は町長をもって充てる。
- b 国民保護法第28条第4項の規定により、町対策本部に国民保護本部員（以下「本部員」という。）を置く。本部員は、助役、教育長、各課室長、消防団長をもって充てる。
- c 国民保護法第28条第5項の規定により、町対策本部に副本部長を置く。副本部長は、助役をもって充てる。
- d 本部長の職務の代理は、助役、教育長の順序によって行い、副本部長の職務代理者は、教育長が行う。
- e 本部には、本部長を補佐するための事務局を設け、事務局長を置く。
- f 本部には、国民保護対策を実施するための部、班を設け、部長、副部長及び班長を置く。
- g 現場に即応した国民保護対策を実施するため、必要に応じて支部、班を設け、支部長、副支部長及び班長を置く。

町対策本部の任務

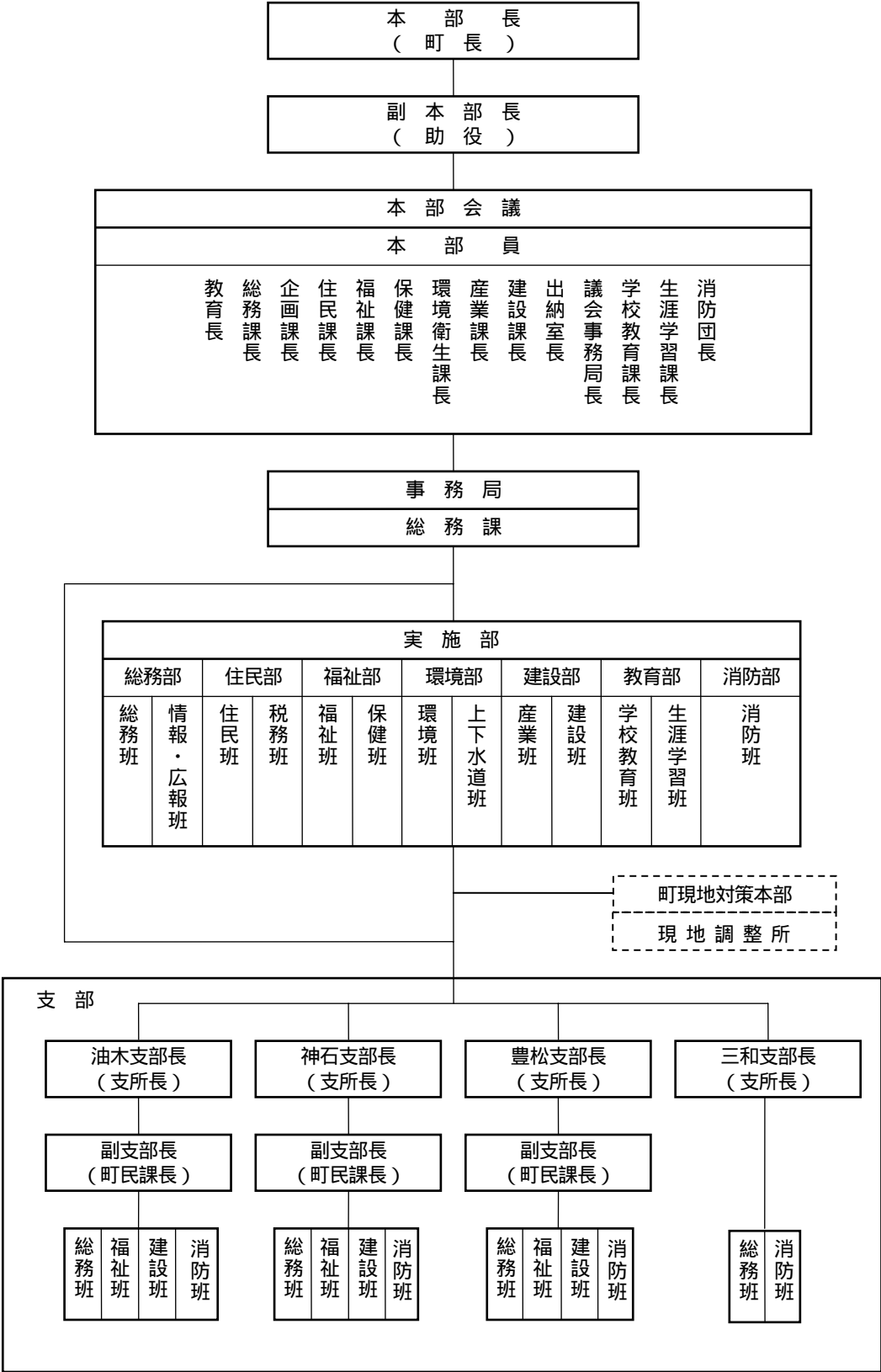
町対策本部は、町が実施する町の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事務をつかさどるものとする。

本部長は、町対策本部の事務を総括するものとする。

副本部長は、本部長を補佐し、町対策本部の事務を整理するものとする。

本部員は、本部長の命を受け、町対策本部の事務に従事するものとする。

神石高原町国民保護対策本部組織図



事務局の構成と分掌事務

事務局の構成と分掌事務は、次のとおりとする。

【事務局の構成と分掌事務】

構 成		分掌事務
担 当	構成員	
統括班	総務課長	<ul style="list-style-type: none"> ・町対策本部会議の運営に関する事項 ・情報通信班が収集した情報を踏まえた本部長の重要な意思決定に係る補佐 ・本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示
対策班	総務課職員	<ul style="list-style-type: none"> ・町が行う国民保護措置に関する調整 ・他の市町に対する応援の求め，県への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する事項 ・県を通じた指定行政機関の長等への措置要請，自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項
情報通信班	総務課職員	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の情報に関する国，県，他の市町等関係機関からの情報収集，整理及び集約 <ul style="list-style-type: none"> ・被災情報 ・避難や救援の実施状況 ・災害への対応状況 ・安否情報 ・その他統括担当等から収集を依頼された情報 ・町対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録 ・通信回線や通信機器の確保
広報班	企画課職員	<ul style="list-style-type: none"> ・被災状況や町対策本部における活動内容の公表，報道機関との連絡調整，記者会見等対外的な広報活動
庶務班	総務課職員	<ul style="list-style-type: none"> ・本部員や町対策本部職員のローテーション管理 ・本部員の食料の調達等庶務に関する事項

実施部の構成と分掌事務

実施部の構成と分掌事務は、別表2のとおりとする。

別表2 町対策本部における実施部の分掌事務(本庁 1/3)

部・班		主たる構成員	主な分掌事務
総務部 <部長> 総務課長 (事務局長 と兼任) <副部長> 企画課長	総務班 <班長> 総務課長 補佐	総務課 出納室 議会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 町対策本部の運営に関する事 2 町現地対策本部, 現地調整所の設置に関する事 3 県, 近隣市町, 県警察, その他の関係機関との連絡調整に関する事 4 消防組合, 消防団との連絡調整に関する事 5 職員の動員, 派遣要請, 受入れに関する事 6 職員の食料の供給, 救援及び補償に関する事 7 職員の服務, 給与に関する事 8 警報の内容の伝達, 避難の指示の伝達及び緊急通報の伝達に関する事 9 避難施設の設置, 運営に関する事 10 被災情報の収集・報告に関する事 11 安否情報の収集に関する事 12 防災行政無線電話の確保に関する事 13 危険物質の保安対策に関する事 14 被災地, 被災者への対応に関する事 15 被災者相談活動に係る関係機関との連絡調整に関する事 16 特殊標章等の交付等に関する事 17 交通, 緊急車両の管理・運用に関する事 18 庁舎, 公有財産の管理, 運用, 調査に関する事 19 庁舎, 公有財産の被災状況の把握, 応急対策に関する事 20 町対策本部の財務に関する事 21 国民保護措置関係予算その他財務に関する事 22 町議会に関する事(臨時議会の招集) 23 避難実施要領の策定に関する事
	情報・広報班 <班長> 企画課長 補佐	企画課	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報, 報道機関との連絡調整に関する事 2 メイプルネット, 庁内LAN・WANの保全に関する事 3 町民からの情報の収集に関する事 4 自治振興会, その他の自主防災組織等との連絡調整に関する事 5 ボランティア等の支援に関する事 6 避難住民の運送(バス)並びに避難住民及び緊急物資の運送の総括に関する事 7 公共交通機関との連絡調整に関する事 8 緊急物資の運送(トラック)に関する事 9 商工労働団体との連絡調整に関する事 10 災害対策用物資(食料, 木材, 建設機材器具を除く。)の調達, あっ旋に関する事 11 物資(産業課の所掌に属するものを除く。)の流通に関する事 12 災害応急対策のための労働力の確保要請に関する事 13 商工業施設等の被災状況の把握, 応急対策に関する事 14 生活関連物資等の価格の安定に関する事
住民部 <部長> 住民課長 <副部長> 住民課長 補佐	住民班 <班長> 町民係長	住民課 (町民係)	<ol style="list-style-type: none"> 1 外国人に対する広報, 避難, 救援に関する事 2 救援物資の配給に関する事
	税務班 <班長> 税務係長	住民課 (税務係)	<ol style="list-style-type: none"> 1 町税その他の徴収金(使用料等)に関する事 2 家屋等の被災状況の把握に関する事 3 被災地, 被災者への対応に関する事 4 被災状況の報告等に関する事

別表2 町対策本部における実施部の分掌事務（本庁 2 / 3）

部・班	主たる構成員	主な分掌事務	
福祉部 <部長> 福祉課長 <副部長> 保健課長	福祉班 <班長> 福祉課長 補佐	福祉課 (保険係 厚生係 生活福祉 係 保育所)	1 避難施設の開設, 運営体制の整備に関する事 2 高齢者, 障害者等の安全確保及び支援体制の整備に関する事 3 義援金品の収配等に関する事 4 国民保護法に基づく救援の実施に係る措置に関する事 5 赤十字標章等の交付等に関する事 6 社会的弱者, 保育所児童の被災の援助に関する事 7 福祉施設の被災状況の把握, 応急対策, その他福祉施設に関する事 8 被災状況の報告等に関する事 9 他課室に属しない生活支援及び保護に関する事
	保健班 <班長> 保健課長 補佐	保健課 (健康係 地域包括 係 介護保険 係)	1 医療, 医薬品等の供給体制の整備に関する事 2 被災者, 被災地の保健衛生に関する事 3 被災者の救護, 医療の確保に関する事 4 感染症及び防疫に関する事 5 死体の管理に関する事 6 保健・医療施設の被災状況の把握, 応急対策, その他保健, 医療施設に関する事 7 被災状況の報告等に関する事
環境部 <部長> 環境衛生課長 <副部長> 環境衛生課長補佐	環境班 <班長> 環境衛生係長	環境衛生課 (環境衛生係 施設管理 係)	1 環境汚染事故の対策及び指導に関する事 2 環境衛生・し尿処理施設の被災状況の把握, 応急対策, その他環境衛生施設, 廃棄物処理施設に関する事 3 自然公園施設に関する事 4 被災地, 被災者への対応に関する事 5 被災状況の報告等に関する事
	上下水道班 <班長> 上下水道係長	環境衛生課 (上下水道係)	1 飲料水に関する事 2 上水道施設等の被災状況の把握, 応急対策に関する事 3 被災地, 被災者への対応に関する事 4 被災状況の報告等に関する事
建設部 <部長> 建設課長 <副部長> 産業課長	産業班 <班長> 産業課長 補佐	産業課	1 農林水産業団体との連絡調整に関する事 2 食品供給業者の把握に関する事 3 災害対策用主要食料の調達, あっ旋及び生鮮食料品の流通に関する事 4 災害資金等の融資, 農業協同組合, 農業共済に関する事 5 家畜伝染病予防及び防疫に関する事 6 畜産物及び家畜飼料の流通に関する事 7 林道状況の把握, 対策に関する事 8 災害対策用木材等の調達, あっ旋に関する事 9 森林組合等が所有する共同利用施設に関する事 10 森林病虫害の防除に関する事 11 生産流通施設に関する事 12 農地, 農林業関連基盤施設, 農林産物, 農林生産施設の被災状況の把握, 応急対策, その他これらに関する事 13 山地, 治山施設の被災状況の把握, 応急対策, その他これらに関する事 14 被災地, 被災者への対応に関する事 15 被災状況の報告等に関する事

別表2 町対策本部における実施部の分掌事務（本庁 3 / 3）

部・班		主たる構成員	主な分掌事務
建設部 （続き）	建設班 <班長> 建設課長 補佐	建設課	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災時の緊急交通，輸送に関すること 2 特殊車両の通行に関すること 3 応急対策物資の調達と配布に関すること 4 道路，橋梁，ダム，普通河川等の公共土木施設，町営住宅等の被災状況の把握，応急対策，その他これらに関すること 5 砂防，急傾斜地等の把握，対策に関すること 6 集落の状況，公園緑地の把握，対策に関すること 7 土木関係災害対策資材（応急仮設住宅用資材等を含む。）及び機械の調達，あつ旋に関すること 8 土木建築関係業者に対する協力要請に関すること 9 仮設住宅建設指示を受けての建設計画の策定，建設管理，管理委託に関すること 10 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の支援に関すること 11 被災地，被災者への対応に関すること 12 被災状況の報告等に関すること
教育部 <部長> 学校教育課長 <副部長> 生涯学習課長	学校教育班 <班長> 学校教育課長補佐	学校教育課	<ol style="list-style-type: none"> 1 文教施設等の保全，避難施設の確保に関すること 2 公立学校等への警報の伝達体制整備に関すること 3 公立学校の児童生徒の避難及び安全確保に関すること 4 公立学校の児童生徒の応急教育及び学用品の供与に関すること 5 児童生徒等の被災の援助に関すること 6 学校教育施設，教育委員会関係の被災の情報収集，被災調査，応急対策，被災状況の報告等に関すること
	生涯学習班 <班長> 生涯学習課長補佐	生涯学習課 図書館	<ol style="list-style-type: none"> 1 生涯学習施設の保全，避難施設の確保に関すること 2 文化財の保護に関すること 3 各種団体との連絡調整に関すること 4 教育関係義援金に関すること 5 生涯学習関係の被災の情報収集，被災調査，応急対策，被災状況の報告等に関すること
消防部 <部長> 消防団長 <副部長> 消防団副団長 （1名）	消防班 <班長> 消防団長 （兼任）	消防団 総務課 （総務係）	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災現場での応急救助活動に関すること 2 各班の応援に関すること 3 被災状況の報告等に関すること

別表2 町対策本部における実施部の分掌事務（支所）

部・班	主たる構成員	主な分掌事務
支 部 <支部長> 支所長 <副支部長> 町民課長	町民課 (地域振興 係 町民係)	1 支部の運営に関する事 2 消防分団との連絡調整に関する事 3 職員の動員等に関する事 4 警報の内容の伝達，避難の指示の伝達及び緊急通報の伝達に関する事 5 避難施設の設置，運営に関する事 6 被災情報の収集・報告に関する事 7 安否情報の収集体制の整備に関する事 8 広報に関する事 9 町民からの情報の収集に関する事 10 自治振興会，その他の自主防災組織等との連絡調整に関する事 11 救援物資の配給に関する事 12 家屋等の被災状況の把握に関する事 13 被災地，被災者への対応に関する事 14 被災状況の報告等に関する事 15 その他，総務部，住民部の分掌事務に関する事
福祉班 <班長> 福祉保健 係長 (三和支所を 除く)	町民課 (福祉保健 係)	1 避難施設の開設，運営体制の整備に関する事 2 社会的弱者，保育所児童の被災の援助に関する事 3 飲料水に関する事 4 医療，医薬品等の供給体制の整備に関する事 5 被災者の救護，医療の確保に関する事 6 被災地，被災者の保健衛生に関する事 7 環境衛生施設，保健福祉施設等の被災状況の把握，応急対策に関する事 8 その他，福祉部，環境部の分掌事務に関する事
建設班 <班長> 産業建設 課長 (三和支所を 除く)	産業建設課	1 被災時の緊急交通，輸送に関する事 2 応急対策物資の調達と配布に関する事 3 道路，ダム，普通河川等の公共土木施設，町営住宅等の被災状況の把握，応急対策，その他これらに関する事 4 集落の状況の把握，対策に関する事 5 土木建築関係業者に対する協力要請に関する事 6 被災地，被災者への対応に関する事 7 その他，建設部の分掌事務に関する事
消防班 <班長> 消防団方 面隊長 (方面隊長が 本庁消防部 副部長を務 める場合は， 副方面隊長 1名が班長 を務める。)	消防団方面 隊 町民課 (地域振興 係)	1 被災現場での応急救助活動に関する事 2 各班の応援に関する事 3 その他，消防部の分掌事務に関する事

注：支部（支所）の分掌事務は，被災現場への対応，住民対応など支部（支所）が主体的に対応する必要のある事項を掲げた。

(5) 町対策本部における広報等

町は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、町対策本部における広報広聴体制を整備する。

住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置する。

広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、インターネットホームページ等の広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

住民等からの問い合わせ、相談に応じるための窓口を設置する。

(6) 町現地対策本部の設置

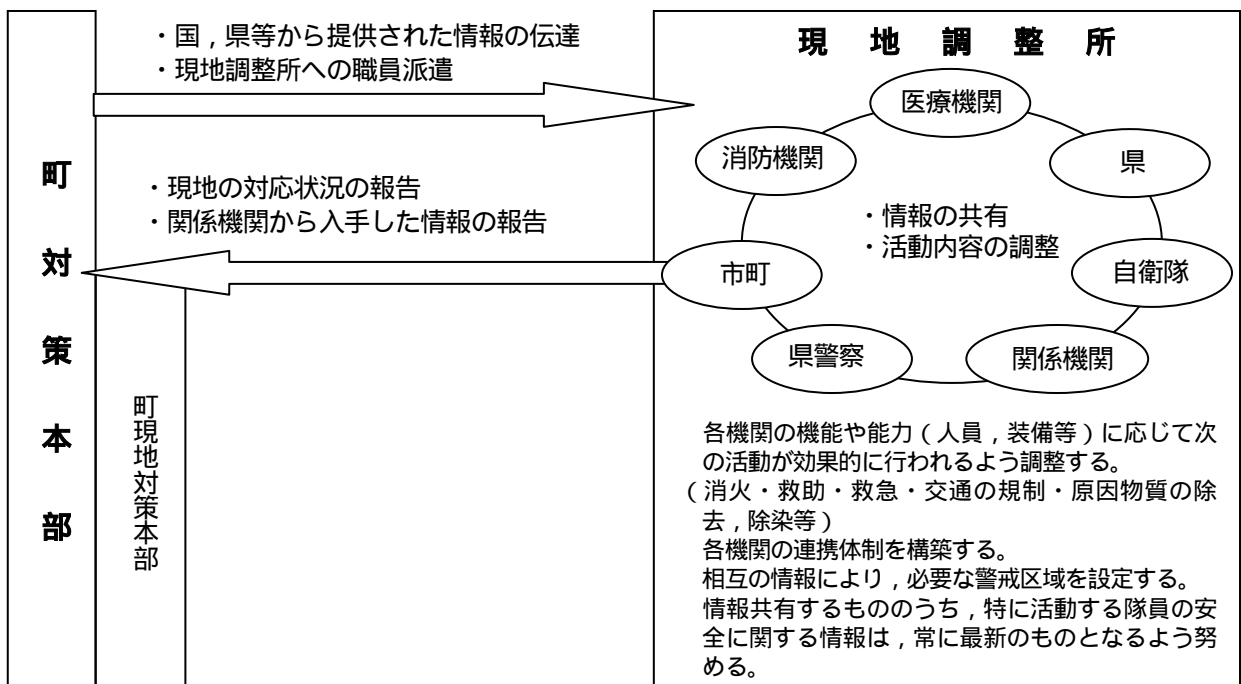
町長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、町対策本部の事務の一部を行うため、町現地対策本部を設置する。

町現地対策本部長、町現地対策本部員は、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

(7) 現地調整所の設置

町長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地調整所の組織編成（例示）】



【参考 現地調整所の性格について】

現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである。（避難誘導に関して、関係機関による連携した活動が行われるよう現地調整所で調整を行うことなど）

現地調整所は、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。

現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開き、連携の強化を図ることが必要である。

町は、消防機関による消火活動、救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。

また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。

現地調整所については、必要と判断した場合には、町における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う町が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、町の職員を積極的に参画させることが必要である。

また、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、町は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たることが必要である。

（「市町村国民保護モデル計画 平成18年1月 消防庁国民保護室」より。（要約））

(8) 本部長の権限

本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

町の区域内の国民保護措置に関する総合調整

本部長は、町の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、町が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

県対策本部長に対する総合調整の要請

本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。

また、本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

情報の提供の求め

本部長は、県対策本部長に対し、町の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

本部長は、総合調整を行うに際して、関係機関に対し、町の区域に係る国民保護措置

の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

町教育委員会に対する措置の実施の求め

本部長は、町教育委員会に対し、町の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、求めの趣旨を明らかにして行う。

(9) 町対策本部の廃止

町長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を経由して町対策本部を設置すべき町の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、町対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

町は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系町防災行政無線等の移動系通信回線、若しくは、インターネット、L GWAN（総合行政ネットワーク、注）、同報系無線、オフトーク、有線放送、又は臨時回線の設定等により、町対策本部と町現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

町は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。

また、直ちに、県、総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

町は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

注：総合行政ネットワーク（Local Government Wide Area Network）は、地方公共団体組織内ネットワーク（庁内LAN）を相互に接続し、地方公共団体間のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図ることを目的とする高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークで、全ての都道府県及び市区町村（東京都三宅村を除く）が参加している。
また、国の府省間ネットワークである「霞が関WAN」と相互接続しており、国の機関との情報交換にも利用されている。

第3章 関係機関相互の連携

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と町との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

町は、県対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

町は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

町は、町の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、町は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

町は、町の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、町は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

町長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める。（国民保護等派遣）

要請を行う場合には、次の事項を明らかにするとともに、文書により行う。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話その他の通信手段により行う。

- a 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由
- b 派遣を希望する期間
- c 派遣を希望する区域及び活動内容（注）
- d その他参考となるべき事項

【注 想定される自衛隊の国民保護措置の内容】
 避難住民の誘導（誘導，集合場所での人員整理，避難状況の把握等）
 避難住民等の救援（食品の給与及び飲料水の供給，医療の提供，被災者の捜索及び救出等）
 武力攻撃災害への対処（被災状況の把握，人命救助活動，消防及び水防活動，NBC攻撃による汚染への対処等）
 武力攻撃災害の応急の復旧（危険な瓦礫の除去，施設等の応急復旧，汚染の除去等）

また，通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は，努めて当該区域を担当区域とする地方協力本部長を通じて，陸上自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする方面総監，航空自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする航空方面隊司令官等を介し，防衛大臣に連絡する。

町長は，国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか，防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも，町対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町長等に対する応援の要求，事務の委託

(1) 他の市町長等への応援の要求

町長等は，必要があると認めるときは，応援を求める理由，活動内容等を具体的に明らかにしたうえで，他の市町長等に対して応援を求める。

応援を求める市町との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には，応援を求める際の活動の調整や手続については，その相互応援協定等に基づき行う。

(2) 県への応援の要求

町長等は，必要があると認めるときは，知事等に対し応援を求める。この場合，応援を求める理由，活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

町が，国民保護措置の実施のため，事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは，平素からの調整内容を踏まえ，以下の事項を明らかにして委託を行う。

- a 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- b 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合，町は，上記事項を公示するとともに，県に届け出る。

また、事務の委託を行った場合は、町長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

町は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。

また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2) 派遣要請の方法等

町は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。

また、要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あっ旋を求める。

6 町の行う応援等

(1) 他の市町に対して行う応援等

町は、他の市町から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

他の市町から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、町長は、所定の事項を議会に報告するとともに、町は公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

町は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

町は、自治振興会、その他の自主防災組織等による警報の内容の伝達、自治振興会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自治振興会、その他の自主防災組織等に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

ボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保するとともに、町地域防災計画の「ボランティアの受入れ等に関する計画」に準じて、町内外からのボランティアの受入れ体制を確保し、関係市町が円滑にボランティアの支援を受けられるよう、県、他市町と調整を行うとともに、ボランティア活動が円滑に実施できるよう努めるものとする。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

武力攻撃災害時には、国内、国外から多くの善意の救援物資が送られてくることが予想されるため、町地域防災計画の「救援物資、義援金の受入れ及び配分に関する計画」の規定に準じて、受入れ体制を確立し、迅速かつ適切に被災者へ配分するものとする。

8 住民への協力要請

町は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- a 避難住民の誘導
- b 避難住民等の救援
- c 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- d 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

町は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の内容の伝達等

(1) 警報の内容の伝達

町は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、資料編に掲げる伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（消防団、自治振興会、社会福祉協議会、農業協同組合、森林組合、商工会、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。

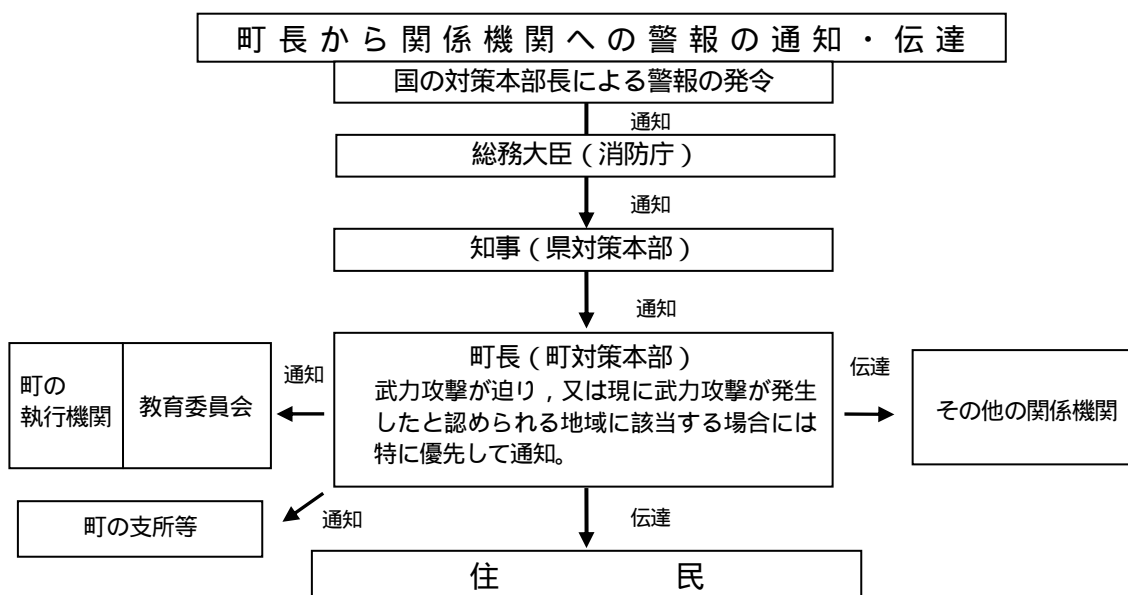
(2) 警報の内容の通知

町は、町の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、保育所など）に対し、警報の内容を通知する。

町は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、町のホームページ（<http://www.jinsekigun.jp/>）に警報の内容を掲載する。

警報の伝達は、防災行政無線のほか、拡声器等を活用することなどにより、警報の内容が的確かつ迅速に伝達されるよう行う。

【町長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組み】



町長は、ホームページ（<http://www.jinsekigun.jp/>）に警報の内容を掲載する。 (2)-
警報の伝達は、防災行政無線のほか拡声器を活用することなどにより行う。 (2)-

2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の内容の伝達方法

警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在町が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれない場合

- a この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。
- b なお、町長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団、自主防災組織等による伝達、自治振興会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

【全国瞬時警報システム（J-ALERT）を用いた場合の対応】

弾道ミサイル攻撃のように対処に時間的余裕がない事態については、全国瞬時警報システム（J-ALERT）が整備され、瞬時に国から警報の内容が送信されることとなった場合には、消防庁が定めた方法により防災行政無線等を活用して迅速に住民へ警報を伝達することとする。

(2) 消防機関等との連携

町長は、消防機関と連携し、あるいは自治振興会、その他の自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防組合は、保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自治振興会、その他の自主防災組織等や災害時要援護者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

(3) 県警察との連携

また、町は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

(4) 高齢者、障害者等への配慮

警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。具体的には、災害時要援護者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに

備えられるような体制の整備に努める。

(5) 警報の解除の伝達

警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。その他は警報の発令の場合と同様とする。

3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

第2 避難住民の誘導等

町は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。

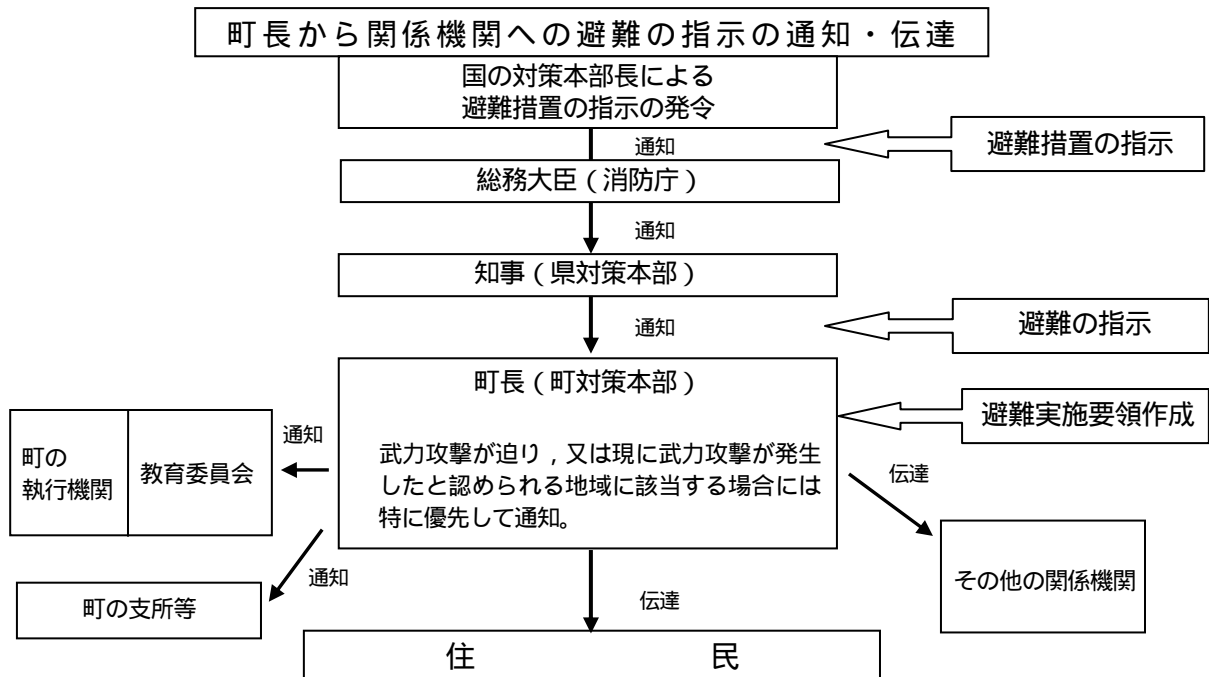
町が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達

町長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。

町長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

【避難の指示の流れ】



町長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。

2 避難実施要領の策定・伝達

(1) 避難実施要領の策定

町長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

【参考1 避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- ・避難の経路，避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・避難住民の誘導の実施方法，避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・その他避難の実施に関し必要な事項

【参考2 避難実施要領の策定の留意点について】

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、県計画に記載される町の計画作成の基準の内容に沿った記載を行うことが基本である。ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものもありうる。

(2) 避難実施要領の策定の基準

避難実施要領は、県国民保護計画に記載されている次の基準に基づいて策定する。

【避難実施要領の策定の基準】

(1) 避難実施要領の策定

市町長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、県、県警察等関係機関の意見を聴きつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考にしてあらかじめ作成した避難実施要領のパターンの中から、的確かつ迅速に避難実施要領を策定するものとする。

< 避難実施要領に定める事項 >

- ・ 避難の経路，避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法，避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ 避難の実施に関し必要な事項

(2) 避難実施要領作成の際の主な留意事項

要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

(例：A市A1地区1-2，1-3の住民は「A1町内会」，A市A2地区1-1の住民は各ビル事業所及び「A2町内会」を避難の単位とする)

避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

(例：避難先：B市B1地区2-3にあるB市立B1高校体育館)

一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

(例：集合場所：A市A1地区2-1のA市立A1小学校グラウンドに集合する。集合に当たっては、原則として徒歩により行う。必要に応じて、自転車等を使用するものとし、要援護者については自動車等の使用を可とする。)

集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

(例：バスの発車時刻：月 日 15:20，15:40，16:00)

集合に当たっての留意事項

集合後の町内会内や近隣住民間で安否確認、要避難援護者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

(例：集合に当たっては、高齢者、障害者等要避難援護者の所在を確認して避難を促すとともに、集合後は、避難の単位ごとに不在確認を行い、残留者等の有無を確認する。)

避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

(例：集合後は、鉄道 線AA駅より、月 日の15:30より10分間隔で運行するB市B1駅行きの電車で避難を行う。B市B1駅に到着後は、B市及びA市職員の誘導に従って、徒歩でB市立B1高校体育館に避難する。)

市町職員，消防職団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう，関係市町職員，消防職団員の配置及び担当業務を明示するとともに，その連絡先等を記載する。

高齢者，障害者その他特に配慮を要する者への対応

高齢者，障害者，乳幼児等，自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために，これらの者への対応方法を記載する。

（例：誘導に際しては，高齢者，障害者，乳幼児等，自ら避難することが困難な者を優先的に避難させるものとする。また，民生委員，自主防災組織等及び自治会等に，避難誘導の実施に協力してもらうよう呼びかける。）

要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないように，残留者の確認方法を記載する。

（例：避難の実施時間の後，すみやかに，残留者の有無を確認する。避難が遅れている者に対しては，早急な避難を行うよう説得する。避難誘導中に避難者リストを作成する。）

避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ，食料・飲料水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう，それら支援内容を記載する。

（例：避難誘導要員は，月 日 18：00 に避難住民に対して，食料・飲料水を供給する。集合場所及び避難先施設においては，救護所を設置し，適切な医療を提供する。）

避難住民の携行品，服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品，服装について記載する。

（例：携行品は，数日分の飲料水や食料品，生活用品，救急医薬品，ラジオ，懐中電灯等，必要なものを入れた非常持出品だけとし，身軽に動けるようにする。服装は，身軽で動きやすいものとし，帽子や頭巾で頭を保護し，靴は底のしっかりした運動靴を履くようにする。

なお，NBC災害の場合には，マスク，手袋及びハンカチを持参し，皮膚の露出を避ける服装とする。）

避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

（例：緊急連絡先：A市対策本部 TEL 0××-×52-××53 担当 ）

（県国民保護計画第3編第4章第2の4による。）

(3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては，以下の点に考慮するものとする。

避難の指示の内容の確認

（地域毎の避難の時期，優先度，避難の形態）

事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）

（特に，避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案）

避難住民の概数把握

誘導の手段の把握（屋内避難，徒歩による移動避難，長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送））

輸送手段の確保の調整（輸送手段が必要な場合）

（県との役割分担，運送事業者との連絡網，一時避難場所の選定）

要援護者の避難方法の決定（避難支援プラン，災害時要援護者支援班の設置）

避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路，県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整，道路の状況に係る道路管理者との調整）

- 職員の配置（各地域への職員の割り当て，現地派遣職員の設定）
- 関係機関との調整（現地調整所の設置，連絡手段の確保）
- 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整，国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

【参考3 国の対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について，道路，港湾施設，飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には，町長は，国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように，県を通じて，国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において，町長は，県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう，避難の現状，施設の利用の必要性や緊急性等について，町の意見や関連する情報をまとめる。

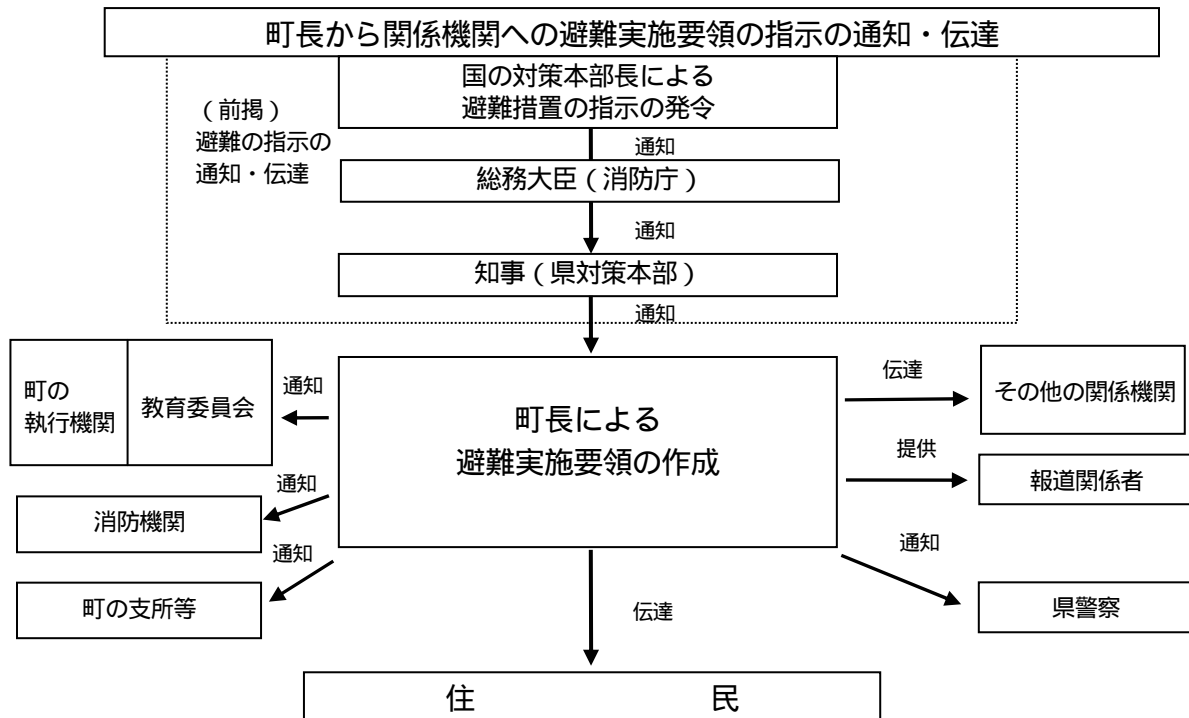
(4) 避難実施要領の内容の伝達等

町長は，避難実施要領を策定後，直ちに，その内容を，住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際，住民に対しては，迅速な対応が取れるよう，各地域の住民に關係する情報を的確に伝達するように努める。

また，町長は，直ちに，その内容を町の他の執行機関，消防組合消防長，消防団長，県警察及び自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに，町長は，報道関係者に対して，避難実施要領の内容を提供する。

【実施要領の内容の伝達経路】



3 避難住民の誘導

(1) 町長による避難住民の誘導

町長は、避難実施要領で定めるところにより、町の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治振興会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、町長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。

この場合、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。（特に、都市部等の人的関係が希薄な地域や昼間人口が多い地域では、重要である。）

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

消防組合は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、町長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な災害時要援護者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防組合と連携しつつ、自治振興会、その他の自主防災組織等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、災害時要援護者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

【消防事務を共同処理している場合の措置】

消防事務を共同処理している町においては、消防機関は、町の避難実施要領で定めるところにより、避難住民の誘導を行うこととされている。

この場合、町長は、消防組合の管理者に対し、消防長に必要な措置を講ずべきことを指示するよう求めるなど必要な連携を図る。

このため、平素から町の国民保護計画や避難実施要領のパターンの作成等に当たっては、消防組合やその管理者と十分な調整を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

町長は、避難実施要領の内容を踏まえ、町の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、県警察又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、町長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、町長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

町長は、避難住民の誘導に当たっては、自治振興会、その他の自主防災組織等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

町長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

町長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障害者等への配慮

町長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、避難支援プランに沿って的確な対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考えるものとする。

なお、ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。

(7) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等

町は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力をを行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(9) 動物の保護等に関する配慮

町は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(10) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる町は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(11) 県に対する要請等

町長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る食料、飲料水、医療等の配分について他の町と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

町長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(12) 避難住民の運送の求め等

町長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

町長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(13) 避難住民の復帰のための措置

町長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

(14) NBC攻撃の場合の住民の避難

県は、NBC攻撃の場合の避難においては、避難誘導する者に防護服を着用させる等安全を図るための措置を講ずることや風下方向を避けて避難を行うことなどに留意して避難の指示を行うものとされている。さらに、国の対策本部長は、攻撃の特性に応じた避難措置の指示を行うこととされていることから、県は、避難措置の指示の内容を踏まえ、避難の指示を行うものとされている。

このため、町では、これらを踏まえ必要な措置を講ずるものとする。

(15) 中山間地域などにおける住民の避難

住民の避難に当たっては、交通渋滞を引き起こす可能性があるなどの観点から自家用車等の使用が困難な場合が多いと考えられるところであるが、中山間地域などにおける住民の避難については、県は、避難の指示を行うに当たり、地理的条件や地域の交通事情などを勘案し、県警察の意見を聴いた上で、自家用車等を交通手段として示すことができるものとされている。

このため、町では、これを踏まえ必要な措置を講ずるものとする。

【参考 武力攻撃事態別避難実施要領策定の配慮事項】

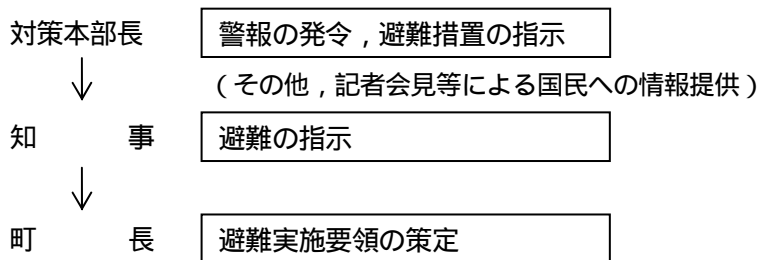
【弾道ミサイル攻撃の場合】

弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。（実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難することとなる。）

以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に一人ひとりが対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

< 弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ >

ア 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。

このため、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、すべての市町村に着弾の可能性があるあり得るものとして、対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

【ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合】

ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊等及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。

その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づいた確かな措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

< 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応 >

「一時避難場所までの移動」 「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」といった手順が一般には考えられる。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的效果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。

【着上陸侵攻の場合】

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

(「市町村国民保護モデル計画 平成18年1月 消防庁国民保護室」より。)

第5章 避難住民等の救援

町は、県から通知があれば、避難住民や武力攻撃災害による被災者（以下、「避難住民等」という。）の生命、身体及び財産を保護するために救援に関する措置を実施する必要があるため、救援の内容等について、以下のとおり定める。

1 救援の実施

(1) 救援の実施

町長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

収容施設の供与

食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

医療の提供及び助産

被災者の捜索及び救出

埋葬及び火葬

電話その他の通信設備の提供

武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

学用品の給与

死体の捜索及び処理

武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

町長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

【参考 着上陸侵攻への対応】

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本である。

このため、平素から、大規模な着上陸侵攻にかかる救援を想定した具体的な対応を決めておくことは困難であり、避難の場合と同様、事態発生時に国の指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な研究・検討を進めていくこととする。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

町長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国等に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町との連携

町長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

町長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

町長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

町長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき、救援の措置を行う。

町長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

町長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、町対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

(3) 救援の内容

町長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、実施することとされた救援に関する措置について、県国民保護計画を受けて、それぞれ次の点に留意して行うとともに、高齢者、障害者、乳幼児その他の救援の実施に際し救護を要する者に対しても、適切に救援を実施できるよう、十分配慮する。

収容施設の供与

避難住民等を保護しその一時的な居住の安定を図るため、避難施設その他の適切な場所に避難所を開設し、適切な管理運営を行う。

避難所における情報の伝達、食品、飲料水等の配布、清掃等については、避難住民等及びその近隣の者の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町の長に対して協力を求める。

また、避難住民等の健康状態を十分把握し、必要に応じ、救護所等を設ける。

応急仮設住宅等を建設する必要があるときは、必要な箇所を迅速に把握し、速やかに建設する。建設に必要な資機材が不足し、調達が困難な場合には、県に資機材の調達について支援を求める。

その他、次の点に留意する。

- ・避難所の候補の把握（住民を収容可能な学校，公民館等公的施設，社会福祉施設，設置可能な仮設小屋，天幕等とその用地の把握）
- ・仮設トイレの設置及び清掃・消毒等の適切な管理
- ・避難所におけるプライバシーの確保への配慮
- ・高齢者，障害者，乳幼児その他特に配慮を要する者に対する福祉避難所の供与
- ・老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し，高齢者，障害者その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与
- ・収容期間が長期にわたる場合の対応（長期避難住宅等（賃貸住宅，宿泊施設の居室等を含む。）とその用地の把握）
- ・提供対象人数及び世帯数の把握

食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

- ・食品・飲料水及び生活必需品等の備蓄物資の確認
- ・物資の供給体制の整備，流通網の確認，不足が生じた場合の国等への支援要請
- ・提供対象人数及び世帯数の把握
- ・引き渡し場所や集積場所の確認，運送手段の調達，物資輸送の際の交通規制

医療の提供及び助産

大規模な武力攻撃災害により，多数の傷病者が発生している場合や既存の病院等が破壊され避難住民等に十分な医療が提供できない場合等に，必要に応じ，臨時の医療施設を開設するとともに，救護班（医師，看護師，助産師等で構成する救護班）を編成し派遣する。

その他，次の点に留意する。

- ・医薬品，医療資機材，NBC対応資機材等の所在の確認
- ・被災状況（被災者数，被災の程度等）の収集
- ・救護班の編成，派遣及び活動に関する情報の収集
- ・避難住民等の健康状態の把握
- ・利用可能な医療施設，医療従事者の確保状況の把握
- ・医薬品，医療資機材等が不足した場合の対応
- ・物資の引渡し場所や一時集積場所の確保
- ・臨時の医療施設における応急医療体制の確保
- ・避難住民等のメンタルヘルス対策のための相談，支援体制の整備

被災者の搜索及び救出

- ・被災者の搜索及び救出の実施についての県警察，消防機関及び自衛隊等の関係機関との連携
- ・被災情報，安否情報等の情報収集への協力

埋葬及び火葬

- ・墓地，納骨堂及び火葬場の被災状況，墓地の埋葬，焼骨の埋蔵可能数，納骨堂の焼骨の収蔵可能数及び火葬場の火葬能力等の把握
- ・埋葬及び火葬すべき遺体の所在等についての情報集約体制

- ・ 関係行政機関等との連携による墓地及び火葬場までの遺体の搬送体制の確保
- ・ あらかじめ策定している広域的な火葬計画等を踏まえた対応（「広域火葬計画の策定について（平成9年11月13日衛企第162号厚生省生活衛生局長通知）」参考）
- ・ 県警察との連携による身元の確認，遺族等への遺体の引渡し等の実施
- ・ 国民保護法第122条及び国民保護法施行令第34条の規定に基づき墓地，埋葬等に関する法律における埋葬及び火葬の手續に係る特例が定められた場合の対応（厚生労働省が定める同法第5条及び第14条の特例）

電話その他の通信設備の提供

- ・ 収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握
- ・ 電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整
- ・ 電話その他の通信設備等の設置箇所の選定
- ・ 聴覚障害者等への対応

武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

- ・ 住宅の被災状況の収集体制（被災戸数，被災の程度）
- ・ 応急修理の施工者の把握，修理のための資材等の供給体制の確保
- ・ 住宅の応急修理時期や優先箇所の決定
- ・ 応急修理の相談窓口の設置

学用品の給与

- ・ 児童生徒の被災状況の収集
- ・ 不足する学用品の把握
- ・ 学用品の給与体制の確保

死体の搜索及び処理

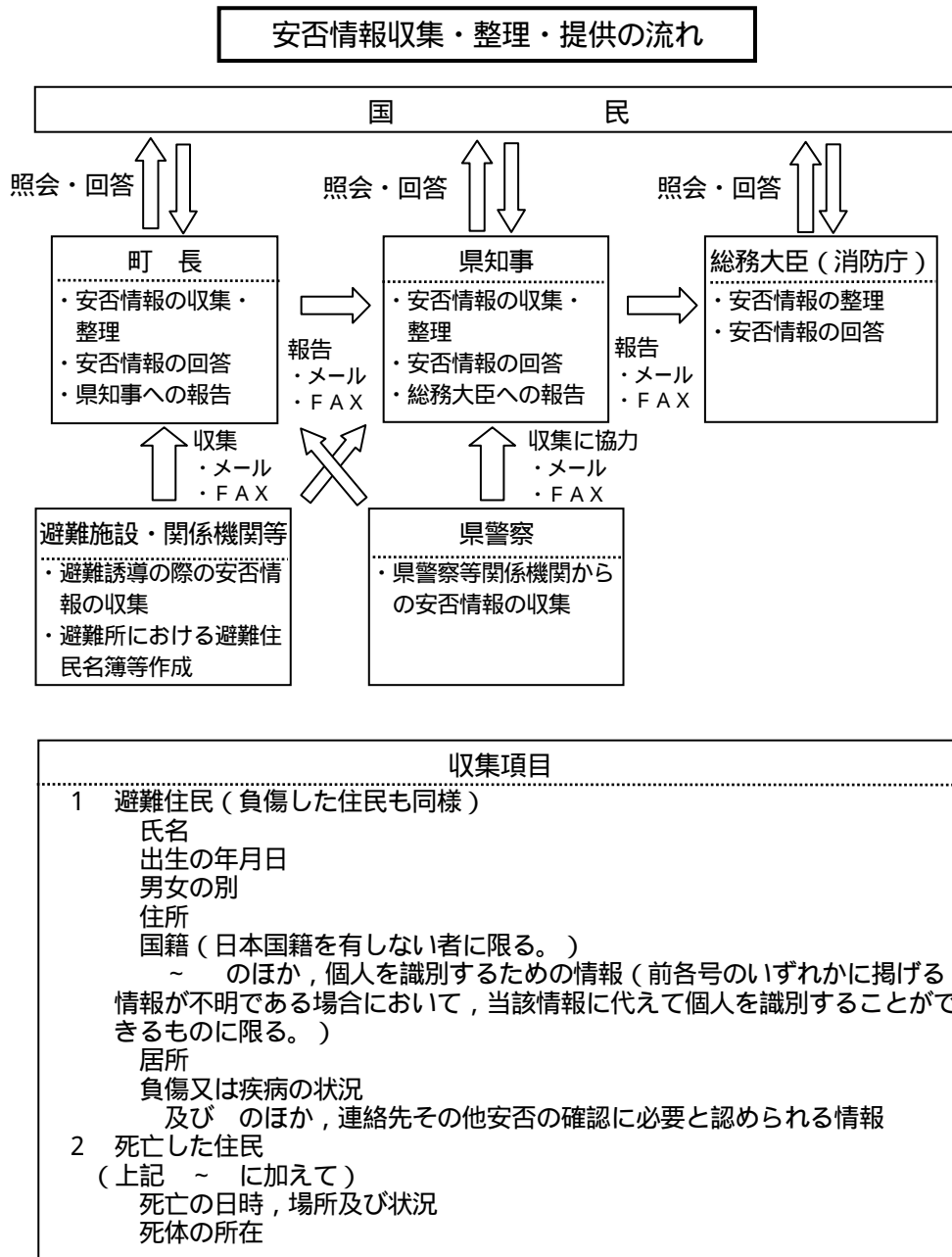
- ・ 死体の搜索及び処理の実施についての県警察，消防機関及び自衛隊等の関係機関との連携
- ・ 被災情報，安否情報の確認
- ・ 死体の搜索及び処理の時期や場所の決定
- ・ 死体の処理方法（死体の洗浄，縫合，消毒等，一時保存（原則既存の建物）及び検案等の措置）
- ・ 死体の一時保管場所の確保

武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石，竹木等で，日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

- ・ 障害物の除去の対象となる住居等の状況の収集
- ・ 障害物の除去の施工者との調整
- ・ 障害物の除去の実施時期
- ・ 障害物の除去に関する相談窓口の設置

第6章 安否情報の収集・提供

町は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。



1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

町は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している町が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

安否情報の収集に当たっては、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については安

否情報省令第1条に規定する様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については同様式第2号を用いて行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等町が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

町は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

町は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 県に対する報告

町は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

氏名	
フリガナ	
出生の年月日	年 月 日
男女の別	男 女
住所（郵便番号を含む。）	
国籍	日本 その他（ ）
その他個人を識別するための情報	
負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
負傷又は疾病の状況	
現在の居所	
連絡先その他必要情報	
親族・同居者からの照会があれば～を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、で囲んで下さい。	回答を希望しない
知人からの照会があれば～を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、で囲んで下さい。	回答を希望しない
～を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうかで囲んで下さい。	同意する 同意しない
備考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報保護に十分留意しつつ、上記～の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否確認の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分 ）

氏名	
フリガナ	
出生の年月日	年 月 日
男女の別	男 女
住所（郵便番号を含む。）	
国籍	日本 その他（ ）
その他個人を識別するための情報	
死亡の日時，場所及び状況	
遺体が安置されている場所	
連絡先その他必要情報	
～ を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
備考	

（注1） 本収集は，国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり，親族・知人については，個人情報の保護に十分留意しつつ，原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに，上記の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また，国民保護法上の救援（物資，医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため，行政内部で利用することがあります。さらに，記入情報の収集，パソコンの入力，回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は，申請書面により形式的審査を行います。また，知人とは，友人，職場関係者，近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は，備考欄に御記入願います。

の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5） の回答者は，配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

様式第 3 号 (第 2 条関係)

安否情報報告書

報告日時： _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分
 市 町 名： _____ 担当 者 名： _____

氏名	フリガナ	出生の年月日	男女の別	住 所	国籍	その他個人を識別するための情報	負傷(疾病)の該当	負傷又は疾病の状況	現在の居所	連絡先 その他必要情報	親族・同居者への 回答の希望	知人への 回答の希望	親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意	備 考

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 2 「 出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 3 「 国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「 負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「 現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
 5 ~ の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

町は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、町対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

住民からの安否情報の照会については、原則として町対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。

ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

窓口以外から照会があった場合には、照会者の住所、氏名、生年月日及び性別について、照会者の住居市町が保有する住民基本台帳と照合すること等により、本人確認を行うこととする。

(2) 安否情報の回答

町は、照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には原則として被照会者の同意に基づき、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

町は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。

町は、安否情報の回答を行った場合には、回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。

安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

町は、日本赤十字社広島県支部の要請があったときは、要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

安否情報の提供に当たっても、3(2)及び(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

安否情報照会書

総務大臣 （都道府県知事） 殿 （市町村長）	年 月 日	
申請者 住所（居所） 氏 名		
下記の者について，武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき，安否情報を照会します。		
照会をする理由 （ を付けて下さい。 の場合，理由を記入願 います。）	被照会者の親族又は同居者であるため。 被照会者の知人(友人，職場関係者及び近隣住民)であるため。 その他 （ ）	
備 考		
被 照 会 者 を 特 定 す る た め に 必 要 な 事 項	氏 名	
	フ リ ガ ナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他（ ）
	その他個人を識別 するための情報	
申請者の確認		
備 考		

- 備考 1 この用紙の大きさは，日本工業規格A4とします。
- 2 法人その他の団体にあつては，その名称，代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
- 4 印の欄には記入しないで下さい。

安否情報回答書

殿	年 月 日 総務大臣 （都道府県知事） （市町村長）	
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フ リ ガ ナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 <small>（日本国籍を有しない者に限る。）</small>	日本 その他（ ）
	その他個人を識別するための情報	
	現 在 の 居 所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

町は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常への対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

町長は、国や県等の関係機関と協力して、町の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

町長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、町長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

町は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 町長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を町長に通報する。

(2) 知事への通知

町長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 生活関連等施設における災害への対処等

町は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した町の対処に関して、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

町は、町対策本部を設置した場合においては、生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 町が管理する施設の安全の確保

町長は、町が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、町長は、必要に応じ、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の町が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

町長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と町対策本部で所要の調整を行う。（危険物質等について町長が命ずることができる対象及び措置は、次頁表参照）

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

町長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。

また、町長は、(1)の から （次頁表参照）の措置を講ずるために必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

【危険物質等について町長が命ずることができる対象及び措置】

【対象】	消防本部等所在町の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在町の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）
【措置】	危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法第12条の3，毒物劇物については、国民保護法第103条第3項第1号） 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号） 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

第3 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 武力攻撃原子力災害への対処

町は、隣県の原子力事業所が武力攻撃を受けた場合における周囲への影響にかんがみ、次の場合で県から通知を受けた場合は、県及び関係機関と連携し、必要な措置を講ずる。

この場合において、措置を講ずる者の安全の確保に配慮する。

- (1) 県が隣県における武力攻撃原子力災害の発生を覚知した場合。
- (2) 県が県内において事業所外運搬に使用する容器からの放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する原子力防災管理者からの通報又は指定行政機関の長からの通知を受けた場合。

2 NBC攻撃による災害への対処

町は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

町長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らし、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

町は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

町は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容につ

いて、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

町長は、NBC攻撃が行われた場合は、町対策本部において、消防機関、県警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、町長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

町は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国、県等との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

また、放射性降下物等により汚染された農作物等による健康被害を防止するため、国、県と連携しつつ、汚染食料品の流通や摂取が行われないよう、住民に注意を呼びかける。

核攻撃等の場合

町は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

生物剤による攻撃の場合

町は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

化学剤による攻撃の場合

町は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、町の国民保護担当部署においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

(5) 町長及び消防組合の管理者の権限

町長又は消防組合の管理者は、県知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

町長又は消防組合の管理者は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。

ただし、差し迫った必要があるときは、措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 措置を講ずる旨 2. 措置を講ずる理由 3. 措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、措置の対象となる建物又は場所） 4. 措置を講ずる時期 5. 措置の内容 |
|--|

(6) 要員の安全の確保

町長又は消防組合の管理者は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第4 応急措置等

町は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

町長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

【退避の指示について】

【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している町長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待つかまがない場合もあることから、町長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

【退避の指示（一例）】

神石高原町、地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、屋内に一時退避すること。

神石高原町、地区の住民については、地区の（一時）避難場所へ退避すること。

【屋内退避の指示について】

町長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき

敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(2) 退避の指示に伴う措置等

町は、退避の指示を行ったときは、町防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

町長は、知事、警察官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

町長は、退避の指示を住民に伝達する町の職員に対して、二次被害が生じないように国及び県からの情報や町で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

町の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、町長は、必要に応じて県警察、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

町長は、退避の指示を行う町の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 町長の事前措置

町長は、武力攻撃災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物の入った大量のドラム缶など、武力攻撃災害を拡大させるおそれがある設備や物件の所有者等に対して、設備等の除去、保安、使用の停止等の措置を行うことを指示する。

町長が指示をした場合には、直ちに県知事へ通知する。

県警察は、町長から要請があったときは、同様の指示をすることができる。

3 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

町長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している町長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

町長は、警戒区域の設定に際しては、町対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における 県警察、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。

また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC 攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

町長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は区域からの退去を命ずる。

警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

町長は、知事、警察官等から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

町長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

4 応急公用負担等

(1) 町長の事前措置

町長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

町長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

他人の土地，建物その他の工作物の一時使用又は土石，竹木その他の物件の使用若しくは収用

武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは，保管）

5 消防に関する措置等

(1) 町が行う措置

町長は，消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう，武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに，県警察等と連携し，効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は，その施設及び人員を活用して，国民保護法のほか，消防組織法，消防法その他の法令に基づき，武力攻撃災害から住民を保護するため，消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ，消火活動及び救助・救急活動等を行い，武力攻撃災害を防除し，及び軽減する。

この場合において，消防組合は，その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに，消防団は，消防長又は消防署長の所轄の下で，消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

町長は，町の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は，知事又は他の市町長に対し，相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

町長は，(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は，緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき，県知事を通じ，又は，必要に応じ，直接に消防庁長官に対し，緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

町長は，消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合，これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう，県知事と連携し，出動部隊に関する情報を収集するとともに，進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

町長は，他の被災市町の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防

庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、県知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

町長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージ(注)の実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

町長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を町対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

その際、町長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、町対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

被災地以外の町長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防組合と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

町長又は消防長は、特に現場で活動する消防職団員に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

注：トリアージとは、災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、傷病の緊急度や程度に応じ、適切な搬送・治療を行うこと。

第8章 被災情報の収集及び報告

町は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

町は、電話、町防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

町は、情報収集に当たっては消防機関、県警察等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。

町は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。

町は、第一報を県及び消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、町長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

【被災情報の報告様式】（再掲）

平成 年 月 日に発生した による被害（第 報）
 平成 年 月 日 時 分
 神 石 高 原 町

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）
 (1) 発生日時 平成 年 月 日
 (2) 発生場所 神石高原町 番地

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

可能な場合、死者について、死亡地の市町名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町名	年月日	性別	年齢	概況

第9章 保健衛生の確保その他の措置

町は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

町は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

町は、避難先地域に対して、県と連携し、医師・保健師等保健医療関係者からなる巡回保健班を派遣し、健康相談、指導等を実施するとともに、健康相談等窓口を設置するなど、地域の衛生状況の保全、避難住民等の健康状態の把握、健康障害の予防等を行う。

また、避難先地域の住民の健康維持のために、栄養士等からなる栄養指導班を編成し、栄養士会等の関係団体と連携して栄養管理、栄養相談及び指導を行う。

この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

町は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し、感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

町は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

町は、避難先地域における感染症等を防止するため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、住民に対して情報提供を実施する。

町は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

町は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援に係る要請を行う。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

町は、環境大臣が指定する特例地域においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

町は、により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

町は、地域防災計画の定めに基づいて、「震災廃棄物対策指針」（平成10年厚生省生活衛生局作成）及び「水害廃棄物対策指針」（平成17年環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

町は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市町との応援等に係る要請を行う。

3 文化財の保護

町教育委員会は、重要文化財等（重要文化財・重要有形民俗文化財・史跡名勝天然記念物をいう。）が武力攻撃災害により被害を受けるおそれがあるときは、以下の措置を講じるものとする。

(1) 重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等

町教育委員会は、文化庁長官が行う所有者等に対する命令・勧告を県教育委員会が告知する場合、これを伝達する。

また、所有者等から文化庁長官に対する支援の求めがあった場合、速やかに、その旨を、県教育委員会に連絡する。

(2) 国宝等の被害を防止するための措置の施行

町教育委員会は、文化庁長官及び文化庁長官から委託を受けた県教育委員会が行う措置の施行に協力する。

(3) 県重要文化財等に関する勧告の伝達

町教育委員会は、県重要文化財等に関し、県教育委員会が武力攻撃災害による被害を防止するために所有者等に対し必要な措置を勧告する場合には、速やかに当該勧告を伝達する。

(4) 町重要文化財等について

町教育委員会は、町重要文化財等が武力攻撃災害により被害を受けるおそれがあるときは、所有者等に対し、所在場所の変更又は管理方法の改善その他管理に関し必要な措置を勧告する。

第10章 国民生活の安定に関する措置

町は、武力攻撃事態等においては、国、県と連携しつつ、生活関連物資等の価格安定、避難住民等の生活安定等、生活基盤等の確保等に係る適切な措置を講じるため、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

町は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために、県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

町教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

町は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、町税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに町税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

(3) 生活再建資金の融資等

町は、武力攻撃災害により住居・家財及び事業所等に被害を受けた者が、自力で生活の再建をするに当たり必要となる資金について、被災状況に応じて被災者に対する貸付資金、被災した事業に対する設備復旧資金等の融通が図られるよう、必要な措置を検討する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

水道事業者として町は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

道路管理者として町は、公共的施設を適切に管理する。

第 1 1 章 特殊標章等の交付及び管理

町は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

【特殊標章等の意義】

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される赤十字標章等及び国際的な特殊標章等は、それぞれ国民の保護のために重要な役割を担う医療行為及び国民保護措置を行う者及びその団体、その団体が使用する場所若しくは車両、船舶、航空機等を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(1) 特殊標章等

特殊標章

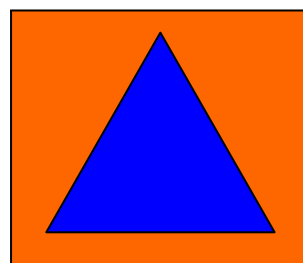
第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章。（オレンジ色地に青の正三角形）

身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書。（様式のひな型は次頁のとおり。）

識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。



(2) 特殊標章等の交付及び管理

町長及び消防長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

（「市町村の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」及び「消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」（平成17年10月27日消防国第30号国民保護室長通知）を参考。）

町長

- ・町の職員（消防長の所轄の消防職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・消防団長及び消防団員
- ・町長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・町長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

消防長

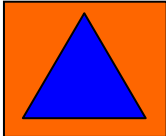
- ・消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

・消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

町は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

【身分証明書のひな型】

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;">  <div style="text-align: center;"> <p>(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)</p> </div>  </div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">身分証明書 IDENTITY CARD</p> <p style="text-align: center;">国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel</p> <p>氏名/Name _____</p> <p>生年月日/Date of birth _____</p> <p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書）によって保護される。</p> <p>The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol) in his capacity as _____</p> <p>交付等の年月日/Date of issue _____</p> <p>証明書番号/No. of card _____</p> <p style="text-align: right;">許可権者の署名/Signature of issuing authority _____</p> <p>有効期間の満了日.....</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; padding: 5px;">身長/Height</td> <td style="width: 33%; padding: 5px;">眼の色/Eyes</td> <td style="width: 33%; padding: 5px;">頭髪の色/Hair</td> </tr> <tr> <td style="height: 30px;">-----</td> <td style="height: 30px;">-----</td> <td style="height: 30px;">-----</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding: 5px;"> その他の特徴又は情報 /Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type ----- ----- ----- </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding: 20px;"> 所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER </td> </tr> <tr> <td style="width: 33%; padding: 5px; text-align: center;">印章/Stamp</td> <td colspan="2" style="width: 66%; padding: 5px; text-align: center;"> 所持者の署名 /Signature of holder </td> </tr> </table>	身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair	-----	-----	-----	その他の特徴又は情報 /Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type ----- ----- -----			所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER			印章/Stamp	所持者の署名 /Signature of holder	
身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair														
-----	-----	-----														
その他の特徴又は情報 /Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type ----- ----- -----																
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER																
印章/Stamp	所持者の署名 /Signature of holder															

(日本工業規格A7(横74ミリメートル,縦105ミリメートル))

参考 国民保護法で規定される赤十字標章等

都道府県知事が、避難住民等の救援を行う医療機関，医療関係者等を対象として交付及び管理する赤十字標章等は，次のとおりである。

標章

第一追加議定書（1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書 I））第8条（1）に規定される特殊標章（白地に赤十字，赤新月又は赤のライオン及び太陽から成る。ただし，赤のライオン及び太陽の標章は，いずれの国も1980年以降使用していない。また，赤新月の標章は，イスラム教国において使用されるものである。）。



（赤十字）



（赤新月）



（赤のライオン及び太陽）

信号

第一追加議定書第8条（m）に規定される特殊信号。（医療組織又は医療用輸送手段の識別のための信号又は通報。）

身分証明書

第一追加議定書第18条3に規定される身分証明書。（様式は，省略）

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

町は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 町が管理する施設及び設備の緊急点検等

町は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

町は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。

また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省及び県にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

町は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) 町が管理するライフライン施設の応急の復旧

町は、武力攻撃災害が発生した場合には、町が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 町が管理する道路等の応急の復旧

町は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

町は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、町は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

(2) 町が管理する施設及び設備の復旧

町は、武力攻撃災害により町の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。

また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

町が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁，国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

町は、国民保護措置の実施に要した費用で町が支弁したのものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

町は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

町は、国民保護法に基づく土地等の一時使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

町は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

町は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、町の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5編 緊急処理事態への対処

1 緊急処理事態

町国民保護計画が対象として想定する緊急処理事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急処理事態における警報の通知及び伝達

緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、町は、緊急処理事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急処理事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。